

第23回 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日 ▶ 2022年3月31日

開催日時	2022年6月17日（金曜日）午前10時 受付開始 午前9時
開催場所	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテル 本館中2階 光の間
議案	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 社外取締役に対する株式報酬の額及び内容決定の件

自然と、あなたと、ともに未来へ。



目次	第23回定時株主総会招集ご通知	5
	株主総会参考書類	10
	事業報告	28
	連結計算書類	52
	計算書類	54
	監査報告書	56

- ・株主総会におけるお土産のご用意はございません。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場でご用意する座席数を制限いたします。当日のご来場は極力お控えいただくようお願い申し上げます。
- ・同封の議決権行使書用紙のご返送又はインターネット等による議決権行使をお願い申し上げます。

行使期限：2022年6月16日（木曜日）午後5時

株式会社レノバ

証券コード：9519

株主の皆様へ

平素より多大なるご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルスに罹患された方々には謹んでお見舞い申し上げます。

2022年3月期は、激変する世界情勢を受け、エネルギーの安定供給と脱炭素化の両立に向けて、再生可能エネルギー事業者としての責任を改めて実感した年でした。

こうした中、荻田バイオマス、クアンチ陸上風力（ベトナム）、軽米尊坊ソーラーの運転を開始しました。さらに、南阿蘇湯の谷地熱、キアンガン水力（フィリピン）、唐津バイオマスの各事業についても着工し、マルチ電源の開発とアジアでの事業拡大を進めました。同時に、グリーンアンモニア実証事業（ラオス）や蓄電池併設型風力事業（米領サモア）など、グリーン領域での新たな挑戦にも取り組みました。国内の洋上風力事業については、初回の公募の結果を真摯に受け止め、制度見直しの状況を注視し、最適な戦術を引き続き検討してまいります。

今期は、運転開始予定の南阿蘇湯の谷地熱、徳島津田バイオマスの各事業をはじめ、計9か所の発電所建設を着実に推進いたします。また、国内外の事業の積み増しにより、中長期の一層の成長を目指します。

今後も、日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとして脱炭素社会の実現に最大限貢献すべく、自然や地域と共存共栄する再生可能エネルギー発電所の開発・運営に取り組んでまいります。

皆さまの変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

取締役会長

千本 倅生



代表取締役社長CEO

木南 陽介



大型バイオマス事業による収益基盤の構築

当社初の大型バイオマス発電所が昨年6月より運転開始し、売電量の拡大に貢献。建設中の計5か所のバイオマス事業の今後の業績寄与により、盤石な収益基盤を構築します。



▲ 荻田バイオマス／紹介動画QRコード



▲ 徳島津田バイオマス建設現場

アジア各国でのマルチ電源の開発の加速

ベトナムにて当社初の海外事業である陸上風力発電所が昨年10月より運転開始し、フィリピンでは当社初の水力発電所を建設中。本社及び現地法人の人員・体制を強化し、アジア各国の地域特性に応じたマルチ電源の開発を加速します。



▲ クアンチ陸上風力／紹介動画QRコード



▲ ホーチミンオフィス



サステナビリティの考え方と基本方針

当社は、取締役会において以下のサステナビリティの考え方と基本方針を策定しております。

また、2021年12月に「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」による提言への賛同を表明いたしました。

■ 企業理念とサステナビリティとの関係

- 当社はミッション／経営理念を基に、持続可能な社会を実現すべく、再生可能エネルギー発電の専門会社として、アジア各国でマルチ電源の開発・運営を推進しています。
- 当社はビジョンを達成するためには、グリーン・エネルギーの導入促進だけではなく、事業開発の過程において、地域社会との共生や事業を通じた新しい価値の創造、また、新たなサプライチェーンの構築など多様な観点を持って事業全体のサステナビリティを向上させることが重要であり、これらの実現をもって目指すリーディング・カンパニーに近づけると考えています。

当社は、ステークホルダーの皆さまとともに、エネルギーで困ることのない100年後の未来をつくっていきます。

■ サステナビリティ基本方針

当社は、当社が掲げるミッション／経営理念の遂行により、社会のサステナビリティ向上に貢献してまいります。

当社は、ひとつひとつの企業活動において、持続可能なあり方を追求します。特に、「安全安心」な「共存共栄」の事業を長期に運営していくことを志向している当社にとって、事業の成立・発展には、多岐に亘るステークホルダーの皆さまとの協業が不可欠です。

当社ではコミットメント／経営原則として「地球」「地域」「顧客」「株主」「社員」という主要ステークホルダーごとの約束を掲げています。

レノバの企業理念

ミッション／経営理念	グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し重要な社会的課題を解決する
ビジョン／目指すべき企業の姿	日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること
	地球 人類と地球の、永遠の共生に貢献します
	地域 歴史と文化を尊重し、新たな価値を共に創ります
コミットメント／経営原則	顧客 経済的で環境にやさしいエネルギーを供給します
	株主 株式価値を持続的に創出します
	社員 有能な人材を集結し、エキサイティングな自己実現の機会を提供します

再生可能エネルギー事業では「地域の恵みである自然エネルギーを使わせていただいている」という考えのもと、当社は上記ステークホルダーのうち「地球」「地域」を最重視しています。地球環境・地域社会にとって、長期的でよりいっそうサステナブルな発電事業を育くむとともに、当社自体のサステナビリティも大切にしております。

国内・海外における運転中・建設中・開発中^(注1)を含む設備容量は

約**1,500MW = 1.5GW**(ギガワット)

☀️ 太陽光発電
 🌲 バイオマス発電
 🌊 洋上風力発電
 ✈️ 陸上風力発電
 🌋 地熱発電
 💧 水力発電

(建設中、開発中事業の運転開始の年月は、2022年5月1日現在における予定です。)

国内

九州

運転中	☀️ 九重 (25.4MW) 運転開始：2015/5-
	☀️ 大津町 (19.0MW) 運転開始：2016/4-
	🌲 苅田 (75.0MW) 運転開始：2021/6-
建設中	☀️ 人吉 (20.8MW) 運転開始：2023/6-
	🌋 南阿蘇湯の谷 (2.0MW) ^(注2) 運転開始：2022/12-
開発中	✈️ 唐津 (49.9 MW) 運転開始：2024/12-
	✈️ 苓北 (54.6MW) 運転開始：2025年頃
開発中	✈️ 唐津市沖 サイズ未定 運転開始：未定 ^(注1,3)

北海道

開発中	🌋 函館恵山 サイズ未定 運転開始：未定 ^(注1,3)
-----	---

東北

運転中	🌲 秋田 (20.5MW) 運転開始：2016/5-
	☀️ 軽米西 (48.0MW) 運転開始：2019/7-
	☀️ 軽米東 (80.8MW) 運転開始：2019/12-
	☀️ 軽米尊坊 (40.8MW) 運転開始：2021/10-
建設中	🌲 石巻ひばり野 (75.0MW) 運転開始：2023/5-
	🌲 仙台蒲生 (75.0MW) 運転開始：2023/11-
	✈️ 阿武隈 (約147MW) ^(注2) 運転開始：2025/春-予定

中部・近畿

運転中	☀️ 菊川 (計16.9MW) 運転開始：2015/2-
建設中	☀️ 四日市 (21.6MW) ^(注2) 運転開始：2019/3-
	🌲 御前崎港 (75.0MW) 運転開始：2023/7-

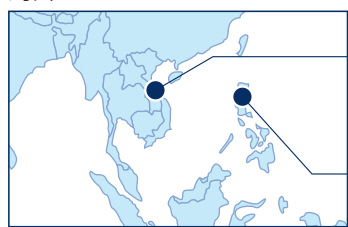
四国

建設中	🌲 徳島津田 (74.8MW) 運転開始：2023/3-
-----	--

関東

運転中	☀️ 水郷潮来 (15.3MW) 運転開始：2014/2-
	☀️ 富津 (40.4MW) 運転開始：2014/7-
	☀️ 那須塩原 (26.2MW) 運転開始：2015/9-
	☀️ 那須烏山 (19.2MW) 運転開始：2019/5-
開発中	✈️ いすみ市沖 (約 [350-450] MW) 運転開始：未定 ^(注1,3)

海外



ベトナム	
運転中	✈️ クアンチ (144.0MW) ^(注2) 運転開始：2021/10-

フィリピン	
建設中	💧 キアンガン (17.4 MW) 運転開始：非公表 ^(注3)

- (注) 1. 開発中の事業は、「推進中事業」、「アセス中事業」及び「先行投資事業」(P.38参照)を含みます。開発状況や進捗に伴い、変更、遅延又は中止となる可能性があります。
 2. 他社が開発/建設/運転をリードしている事業です。
 3. 規模・運転開始年は、見通しが立った段階であらためてお示しします。

株主各位

東京都中央区京橋二丁目2番1号

株式会社レノバ

代表取締役社長CEO 木南 陽介

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆さまにおかれましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

事前の議決権行使については、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、8ページから9ページまでのご案内に従って、2022年6月16日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送又はご入力をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月17日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテル 本館中2階 光の間

株主総会におけるお土産のご用意はございません。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場でご用意する座席数を制限しております。

3. 目的事項

報告事項

- 第23期（2021年4月1日から2022年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第23期（2021年4月1日から2022年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 社外取締役に対する株式報酬の額及び内容決定の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当社株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応については、次ページをご参照ください。
- 事業報告の「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.renovainc.com/ir/meeting/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知に記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.renovainc.com/ir/meeting/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

当社の定時株主総会における新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対応について、以下のとおりご案内いたしますので、株主の皆さまのご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

- ・感染拡大防止の観点から、株主総会へのご来場は極力お控えいただき、書面又はインターネット等により事前の議決権行使のご利用をお願いいたします。
- ・**会場は、感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意する座席数を制限しております。**株主様の安全面を考慮し、ご来場いただいても、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けの上、ご入場をお控えいただく、もしくはご退出をお願いする場合がございます。
- ・ご来場の場合は、マスクを着用される等、ご自身及び周囲の方への感染予防にご配慮をお願いいたします。
- ・株主総会の議事は、開催時間を短縮する観点から、議場におけるご説明を簡略化させていただく予定です。
- ・運営スタッフは、体調を十分確認の上、マスク着用で対応をさせていただきます。

なお、今後の感染拡大状況や政府等の要請等により、上記の内容を変更する場合がございます。

株主総会の運営に重要な変更（開催日時や開催場所の変更等）が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.renovainc.com/ir/meeting/>）にてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使方法は、次の3つの方法がございます。株主総会参考書類をご参照の上、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会に当日ご出席される方

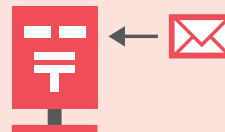


同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参ください。

株主総会開催日時

2022年 **6月17日** (金) 午前10時

ご郵送で議決権を行使される方



同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示の上ご返送ください。

行使期限

2022年 **6月16日** (木) 午後5時到着

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、次ページに記載のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン・スマートフォン又はタブレット・携帯電話とで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ先

証券代行ウェブサポート（三井住友信託銀行株式会社）

 **0120-652-031**（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

インターネットで議決権を行使される方



当社指定の議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>にて

議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年 6月16日 (木) 午後5時まで

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォン等をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



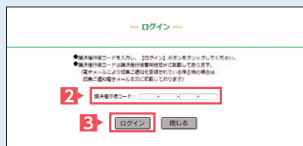
! 議決権行使ウェブサイトの「議決権行使コード」及び「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙に記載されています。



パソコンの場合



1 「次へすすむ」をクリック



2 「議決権行使コード」を入力

3 「ログイン」をクリック



スマートフォン・タブレットの場合



1 「次へすすむ」をタッチ

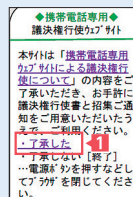


2 「議決権行使コード」を入力

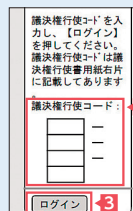
3 「ログイン」をタッチ



携帯電話の場合



1 「了承した」を押す



2 「議決権行使コード」を入力

3 「ログイン」を押す

以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株皆様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株皆様のご負担となります。

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が2021年6月16日に施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する、いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社におきましても、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することは株主の皆さまの利益に資すると考え、変更案第12条第2項の新設を行うものであります。なお、同項の新設の効力発生に関しては、本総会での決議に加え、経済産業大臣及び法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けることを条件とします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

株主総会参考書類

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</p> <p><u>2. 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p><u>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役9名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位及び担当	取締役 在任期間 (※2)	指名 ・報酬 委員会 (※3)	専門性(※1)				
					企業 経営	ファイナンス/ 投資	財務/ 会計	環境/ エネルギー	技術
1	再任 男性 せんもと 千本 さち お 倅生	取締役会長	8年 2ヶ月	○	●				
2	再任 男性 きみなみ 木南 ようすけ 陽介	代表取締役社長CEO	22年 1ヶ月	○	●			●	
3	再任 男性 やまぐち 山口 かずし 和志	取締役執行役員CFO 財務・経営企画本部長	2年	—		●	●		
4	新任 男性 おがわ 小川 ともかず 知一	常務執行役員 CTO	—	—					●
5	再任 男性 みなみかわ 南川 ひで き 秀樹	社外取締役 独立役員 取締役	4年 10ヶ月	○				●	
6	再任 男性 かわ な 川名 こういち 浩一	社外取締役 取締役	2年	○	●			●	
7	再任 男性 しまだ 島田 なおき 直樹	社外取締役 独立役員 取締役	1年	○	●				
8	再任 女性 やまざき 山崎 まゆ か 繭加	社外取締役 独立役員 取締役	1年	—	●				
9	新任 男性 たかやま 高山 けん 健	社外取締役 独立役員 —	—	—	●	●	●		

(※1) 当社が持続的な成長を続けるために、当社の取締役として重要と考えられる専門性を「企業経営」「ファイナンス/投資」「財務/会計」「環境/エネルギー」「技術」とし、これらの専門性を有する取締役に取締役会を構成しております。今後も取締役の専門性や構成のバランスについては、引き続き検討を続けてまいります。なお、上記一覧表は、各氏の有する全ての専門性を表したものではありません。

(※2) 在任期間は、本総会終結時の年数です。

(※3) 指名・報酬委員会は発送日現在の構成です。○は委員を示します。

候補者
番号

1

せんもと さちお
千本 倅生

(1942年9月9日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況 取締役在任期間
5,434,800 株 10回中10回 (100%) 8年2ヶ月



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1984年 6月 第二電電株式会社（現KDDI株式会社）共同創業
- 1994年 6月 同社取締役副社長 就任
- 1996年 4月 慶應義塾大学経営大学院教授 就任
- 1999年11月 イー・アクセス株式会社創業 代表取締役社長 就任
- 2002年 6月 同社 代表取締役社長兼CEO 就任
- 2005年 1月 同社 代表取締役会長兼CEO 就任
- イー・モバイル株式会社創業 代表取締役 就任
- 2005年 6月 同社 代表取締役会長兼CEO 就任
- 2013年 1月 同社 取締役名誉会長 就任
- 2014年 4月 当社 取締役 就任
- 2015年 8月 当社 代表取締役会長 就任
- 2020年 4月 当社 取締役会長 就任（現任）

取締役候補者とする理由

千本倅生氏は、第二電電株式会社（現KDDI株式会社）を共同創業した後、慶應義塾大学大学院教授を経て、イー・アクセス株式会社及びイー・モバイル株式会社を創業し、企業経営者として豊富な経験を有しております。同氏は、2014年4月に当社取締役、2015年8月には代表取締役会長として、当社経営の中心的な役割を担ってまいりました。また、2020年4月からは取締役会長として、対外的な活動に重心を移しております。同氏が引き続き取締役会長として経営全般における監督機能を果たすことが最適であると判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

きみなみ ようすけ
木南 陽介

(1974年10月5日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況 取締役在任期間
14,880,000 株 10回中10回 (100%) 22年1ヶ月



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1998年 4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン 入社
- 2000年 5月 株式会社リサイクルワン（現当社）設立 代表取締役社長 就任
- 2016年 6月 当社 代表取締役社長CEO 就任（現任）

取締役候補者とする理由

木南陽介氏は、大手コンサルティング会社を経て2000年5月に当社を設立し、20年以上にわたり当社代表取締役として環境ビジネスを手掛け、現在の再生可能エネルギー事業を推進してまいりました。当社の持続的な成長のために、同氏が引き続き代表取締役社長として経営の指揮を執ることが最適であると判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

やまぐち かずし
山口 和志
(1976年1月30日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況 取締役在任期間
300 株 10回中10回 (100%) 2年



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2001年4月 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店 (現ゴールドマン・サックス証券株式会社) 入社
- 2006年4月 同社 プリンシパル・インベストメント・エリア 異動
- 2011年1月 同社 投資銀行部門 金融法人グループ 異動
- 2018年1月 同社 マネージング・ディレクター 就任
- 2020年2月 当社 入社 執行役員 就任
- 2020年4月 当社 執行役員CFO 財務・経営企画本部長 就任
- 2020年6月 当社 取締役執行役員CFO 財務・経営企画本部長 就任 (現任)

取締役候補者とする理由

山口和志氏は、大手外資系証券会社の投資銀行部門においてマネージング・ディレクターを歴任後、2020年2月に当社に入社、同年4月より執行役員CFOとして財務・経理・経営企画・IR部門等の財務・経営企画本部を管掌し、適切に職務を遂行しております。今後も当社が持続的な成長を続けていくために適切な人材と判断し、取締役候補者としてしました。

候補者
番号

4

おがわ ともかず
小川 知一
(1973年1月22日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況 取締役在任期間
129,200 株 — —



新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1997年4月 株式会社竹中工務店 東京本店設計部 入社
- 1998年1月 一級建築士登録
- 2008年10月 同社 環境エンジニアリング本部 異動
- 2012年5月 当社 入社 社長室長 就任
- 2015年8月 当社 執行役員新エネルギー事業部長 就任
- 2018年6月 当社 常務執行役員CTO エンジニアリング本部長 就任
- 2022年4月 当社 常務執行役員CTO 就任 (現任)

取締役候補者とする理由

小川知一氏は、大手総合建設会社でのプロジェクトの開発・建築設計・施工に従事した後、2012年5月に当社に入社、2018年6月より常務執行役員CTOとして、海外を含む全ての電源のエンジニアリングを担当する部門を管掌し、適切に職務を遂行しております。今後も当社が持続的な成長を続けていくために適切な人材と判断し、取締役候補者としてしました。

候補者
番号

5

みなみかわ ひで き
南川 秀樹
(1949年12月27日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況 取締役在任期間
4,500 株 **10回中10回 (100%)** **4年10ヶ月**



再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1974年 4月 環境庁（現環境省）入庁
- 2002年 7月 環境省 大臣官房審議官 就任
- 2005年 7月 同省 自然環境局長 就任
- 2006年 9月 同省 地球環境局長 就任
- 2008年 7月 同省 大臣官房長 就任
- 2010年 8月 同省 地球環境審議官 就任
- 2011年 1月 環境事務次官 就任
- 2013年 7月 環境省 顧問 就任
福島中間貯蔵等連絡調整推進本部長 就任
- 2013年 8月 早稲田大学 客員上級研究員（環境経済論担当） 就任
- 2014年 4月 東京経済大学 経済学部客員教授 就任
- 2014年 6月 一般財団法人日本環境衛生センター 理事長 就任（現任）
- 2015年 6月 日本廃棄物団体連合会 会長 就任
- 2017年 6月 株式会社ファンケル 社外監査役 就任（現任）
- 2017年 8月 当社 社外取締役 就任（現任）

<重要な兼職の状況>

一般財団法人日本環境衛生センター 理事長
株式会社ファンケル 社外監査役

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

南川秀樹氏は、環境省において環境事務次官等を歴任し、気候変動枠組条約締結に尽力される等、広く国内外の環境行政に精通されていることから、当社の再生可能エネルギー事業において、専門的、かつ高い視点からの幅広い助言をいただけると判断し、社外取締役候補者となりました。また、同氏は、現在任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から、委員会において重要な役割を果たしています。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任後は引き続きその役割を果たしていただくことを期待しています。

候補者
番号

6

かわな こういち

川名 浩一

(1958年4月23日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況 取締役在任期間

2,200 株 10回中10回 (100%) 2年



再任

社外取締役

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1982年 4月 日揮株式会社 (現日揮ホールディングス株式会社) 入社
- 2007年 8月 同社 執行役員営業統括本部新事業推進本部長 就任
- 2009年 7月 同社 常務取締役営業統括本部長 就任
- 2010年 7月 同社 取締役副社長 就任
- 2011年 7月 同社 代表取締役社長兼最高執行責任者 (COO) 就任
- 2012年 6月 同社 代表取締役社長 就任
- 2017年 6月 同社 取締役副会長 就任
- 2018年 6月 同社 副会長就任
- 2019年 6月 東京エレクトロンデバイス株式会社 社外取締役 就任 (現任)
- 2019年 6月 株式会社バンダイナムコホールディングス 社外取締役 就任 (現任)
- 2019年 6月 コムシスホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)
- 2020年 6月 当社 社外取締役 就任 (現任)
- 2021年 4月 ルブリスト株式会社 代表取締役社長 就任 (現任)

<重要な兼職の状況>

東京エレクトロンデバイス株式会社 社外取締役
株式会社バンダイナムコホールディングス 社外取締役
コムシスホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)
ルブリスト株式会社 代表取締役社長

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

川名浩一氏は、上場企業における経営トップとしての豊富な経験と海外事業所長を歴任するなど海外事業にも精通し、プラントエンジニアリングに関する専門的な知見を有することから、経営全般についての監督、海外への事業展開及び発電所設備の建設・運営における有益な助言をいただけると判断し、社外取締役候補者としました。また、同氏は、現在任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、客観的な立場から、委員会において重要な役割を果たしています。選任後は、引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しています。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

7

しまだ なおき
島田 直樹
(1968年11月23日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況 取締役在任期間
1,200 株 **8回中8回 (100%)** **1年**



再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1993年 4月 アップルコンピュータ株式会社 (現Apple Japan合同会社) 入社
- 1998年10月 株式会社ポストンコンサルティンググループ 入社
- 2001年 9月 株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ設立 代表取締役 就任 (現任)
- 2008年 6月 株式会社日本M&Aセンター 取締役 就任
- 2013年 3月 株式会社ファンデリー 社外監査役 就任 (現任)
- 2015年 6月 杉田エース株式会社 社外取締役 就任 (現任)
- 2021年 6月 当社 社外取締役 就任 (現任)

<重要な兼職の状況>

株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ 代表取締役
杉田エース株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

島田直樹氏は、外資系のコンサルティング会社を経て、代表取締役として企業経営にも携わり、新規事業の立ち上げ、海外進出支援、M&Aによる成長戦略等の豊富なコンサルティング経験と、経営者として長年の経験を有することから、業務執行の監督、また当社の経営全般について、幅広い経営的視点からの助言をいただくと判断し、社外取締役候補者となりました。また、同氏は、現在任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から、委員会において重要な役割を果たしています。選任後は、引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しています。

候補者
番号

8

やまざき まゆか
山崎 繭加
(1978年1月23日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況 取締役在任期間
1,000 株 **8回中8回 (100%)** **1年**



再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2000年 4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社
- 2002年 6月 東京大学先端科学技術センター 特任助手 就任
- 2006年 11月 ハーバード・ビジネス・スクール (HBS) 日本リサーチ・センター 入所
- 2010年 9月 東京大学大学院医学系研究科特任助教 (兼務) 就任
- 2014年 9月 HBS日本リサーチ・センター アシスタント・ディレクター 就任
- 2017年 1月 株式会社ダイヤモンド社DIAMONDハーバード・ビジネス・レビュー 特任編集委員 就任 (現任)
- 2017年 3月 華道家 (IKERU主宰) (現任)
- 2019年 6月 エムスリー株式会社 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)
- 2021年 6月 当社 社外取締役 就任 (現任)

<重要な兼職の状況>

エムスリー株式会社 社外取締役 (監査等委員)

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

山崎繭加氏は、外資系の経営コンサルタントを経て、米国の経営大学院での勤務を通じて培ってきた経験の他、急成長を続けるベンチャー企業の社外取締役としての経験から、企業経営に関する専門的な知識を有しており、業務執行の監督、また当社の経営全般について、グローバルで多角的な視点から適切な助言をいただけるかと判断し、社外取締役候補者となりました。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任後は引き続きその役割を果たしていただくことを期待しています。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

9

た か や ま けん
高山 健
(1964年6月6日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況 取締役在任期間
— 株 — —



新任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年 4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行
- 1999年 11月 楽天株式会社（現楽天グループ株式会社） 常務取締役 就任
- 2010年 2月 同社 最高財務責任者 就任
- 2015年 6月 テクマトリックス株式会社 社外取締役（監査等委員） 就任（現任）
- 2018年 9月 株式会社メルカリ 社外取締役 就任（現任）
- 2018年 11月 株式会社メタップス 社外取締役（監査等委員） 就任
- 2019年 5月 株式会社メディアドゥホールディングス（現株式会社メディアドゥ） 社外取締役 就任

<重要な兼職の状況>

テクマトリックス株式会社 社外取締役（監査等委員）
株式会社メルカリ 社外取締役

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

高山健氏は、金融機関での勤務を経て、日本有数のeコマース企業の最高財務責任者として企業経営にも携わり、特に成長企業の企業経営・ファイナンスに関する専門的な知識と豊富な経験を有することから、戦略的な資金調達をはじめとした当社の経営全般について、有益な助言をいただけると判断し、社外取締役候補者となりました。選任後は、上記の役割を果たしていただくことを期待しています。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、川名浩一氏は、日揮ホールディングス株式会社から、副会長としての報酬を受けておりました。同社の子会社である日揮株式会社は、当社の関連会社である合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジーの主要な取引先に該当します。なお、同氏は、2020年6月に日揮ホールディングス株式会社の全ての役職を退任しており、今後同社から報酬を受ける予定はありません。
3. 山崎繭加氏の戸籍上の氏名は、大西繭加です。
4. 当社は、南川秀樹氏、川名浩一氏、島田直樹氏、山崎繭加氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額です。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。また、高山健氏の選任が承認された場合、上記責任限定契約を同氏とも締結する予定です。
5. 南川秀樹氏、川名浩一氏、島田直樹氏、山崎繭加氏、高山健氏は、いずれも社外取締役候補者です。当社は、社外取締役候補者のうち、南川秀樹氏、島田直樹氏、山崎繭加氏、高山健氏は一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しております。なお、南川秀樹氏、島田直樹氏、山崎繭加氏は東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、高山健氏の選任が承認された場合、新たに同氏を独立役員として届け出る予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合の、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。取締役候補者のうち、再任の候補者については、既に当該保険契約の被保険者に含まれており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後に被保険者に含まれることとなります。また次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) <取締役及び監査役候補者の選定の方針とそのプロセスについて>

取締役

【方針】

当社では、取締役会全体の構成において、多様性、知識・経験・能力のバランスが確保されることを考慮の上、取締役候補は、優れた人格・見識と高い倫理観を備え、かつ以下の要件を充たし、その職責を全うすることのできる者を候補者として選定する方針です。

－社内取締役－

- ・経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
- ・経営環境、市場の変化を的確に把握し、中長期的な企業価値の向上を実現する経営戦略を策定し、実行できること

－社外取締役－

- ・環境・エネルギー分野、企業経営、技術、財務その他の専門分野のいずれかにおいて高い専門性を備えていること
- ・当社の特性をよく理解し、取締役会において適切なリスク管理に基づく監督機能を果たすことができること
- ・独立社外取締役においては、当社が定める独立性判断基準を充足すること

【プロセス】

上記取締役選任方針を踏まえ、代表取締役社長が取締役候補者の選任案を作成し、指名・報酬委員会^(※)での審議を経て、取締役会で決議の上、株主総会に付議することとしています。

(※) 当社では、経営の透明性・客観性を高め、また、取締役及び執行役員の報酬の妥当性を確保するために、取締役会の諮問機関として任意機関である指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は、社外取締役3名及び取締役会長、代表取締役社長で構成されており、過半数以上を社外取締役で構成するとともに、委員長は社外取締役より選任しています。

監査役

【方針】

当社では、監査役会全体の構成において、多様性、知識・経験・能力のバランスが確保されることを考慮の上、監査役候補は、優れた人格・見識と高い倫理観を備え、かつ以下の要件を充たし、その職責を全うすることのできる者を候補者として選定する方針です。

- ・監査に必要な財務・会計・法務に関する知識を有し、1名以上は財務・会計に関する十分な知見を有すること
- ・当社の特性をよく理解し、取締役会において適切なリスク管理に基づく監督機能を果たすことができること
- ・社外監査役においては、当社が定める独立性判断基準を充足すること

【プロセス】

上記監査役選任方針を踏まえ、代表取締役社長が監査役会議長である監査役と協議の上、監査役候補者の選任案を作成し、監査役会の同意を得た後、取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。

＜社外役員の独立性判断基準＞

株式会社レノバ（以下、「当社」という）は、当社の適正なガバナンスの客観性及び透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」という）の独立性に関する基準を以下のとおり定めます。

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 当社及び当社の連結子会社（以下、総称して「当社グループ」という）の出身者（注1）
2. 当社の大株主（注2）
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (ア) 当社グループの主要な取引先（注3）
 - (イ) 当社グループの主要な借入先（注4）
 - (ウ) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
5. 当社グループから役員報酬以外に多額（注5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者（注6）
7. 社外役員の相互就任関係（注7）となる他の会社の業務執行者
8. 近親者（注8）が上記1から7までのいずれか（4項及び5項を除き、重要な者（注9）に限る）に該当する者
9. 過去5年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：現に所属している業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者（本基準において「業務執行者」と総称する）及び過去10年間当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

注2：大株主とは、当社の直近の事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。大株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。

注3：主要な取引先とは、当社グループの発注先又は受注先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超える者をいう。

注4：主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注5：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。

(1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（役員報酬を除く）が、過去3事業年度の平均で年間1千万円を超えるときを多額という。

(2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから収受している対価の過去3事業年度の平均が、当該団体の前年度の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。

注6：当社グループから過去3事業年度の平均で年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。

当該寄付を受けている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に関わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。

注7：社外役員の相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役又は社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役又は社外監査役である関係をいう。

注8：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

注9：重要な者とは、取締役及び執行役員をいう。

第3号議案 社外取締役に対する株式報酬の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、2018年8月29日開催の第19回定時株主総会において、2018年6月1日から2022年3月31日までの4事業年度合計166百万円（うち、社外取締役については45百万円）を上限として、当社の取締役及び執行役員を対象に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、併せて「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下、併せて「交付等」という。）を行う株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することをご承認いただいておりますが、本議案は、昨年2021年6月18日開催の第22回定時株主総会において当社及び当社子会社（以下、「当社等」という。）の取締役（社外取締役を含まない。）及び執行役員を対象とした新たな株式報酬制度を導入したことに伴い、取締役（社外取締役を含まない。）及び執行役員が本制度の対象外となったことから、本制度の内容を一部変更し、当社の社外取締役のみを対象として継続することをお願いするものです。

本制度に基づく株式報酬は、2014年4月28日開催の臨時株主総会においてご承認いただいた当社の取締役の報酬額（年額500百万円以内）及び2021年6月18日開催の第22回定時株主総会においてご承認いただいた当社の取締役（社外取締役を含まない。）の報酬額（2021年4月1日から2026年3月31日までの5事業年度の上限合計400百万円）とは別枠で交付等するものです。

本制度は、当社ビジョンである「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること」の実現に向けて、社外取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクも株主の皆さまと共有することで、株主の皆さまと同じ目線（Same boat）での株式価値向上への貢献意識を高めることを目的としております。当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告48ページに記載のとおりであり、本議案をご承認いただいた場合でも、その内容を変更することは予定しておりません。当社としては、本議案は、当該方針の内容に照らして必要かつ合理的な内容となっており、相当であると考えております。

なお、当社は、報酬決定プロセスの客観性・透明性及び報酬内容の妥当性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、独立性を有する社外取締役を委員長とし、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を設置しており、本制度の継続についても、指名・報酬委員会の審議を経ております。

本制度の対象となる社外取締役の員数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと5名となります。

2. 本制度における報酬の額及び内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社の社外取締役の報酬として、当社が2018年11月に金銭を拠出することにより設定した信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が定める株式交付規程に基づいて、当社の社外取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式等を、本信託を通じて交付等する株式報酬制度です。なお、当社の社外取締役が当社株式等の交付等を受ける時期は、原則として、各事業年度毎とします。

(2) 本制度の対象者

当社の社外取締役

(3) 本制度の対象期間

2022年4月1日より開始する事業年度から4事業年度を制度対象期間とします。また、以後も同様に4事業年度毎を制度対象期間とし、各制度対象期間の開始後4事業年度終了後に次期制度対象期間を開始するものとします。

(4) 信託期間

2018年11月に設定した本信託を継続して利用します。（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。）なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式交付規程の廃止等により終了します。

(5) 信託金額及び取得株式数

本株主総会で本制度の継続をご承認いただくことを条件として、当社は、下記（7）及び（8）に従って当社株式等の交付等を行うために本信託に対して追加の拠出を行います。本信託は、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。なお、当社は原則として事業年度毎に、必要と認められる株式数を取得するための資金を都度拠出するものとします。そのため、各制度対象期間の最終事業年度終了後においても、株式の取得資金を拠出する場合があります。

具体的には、当社の社外取締役について、本株主総会で、本制度の継続をご承認いただいた場合、2022年4月1日より開始する4事業年度の制度対象期間に関し、本制度に基づく交付等を行うための株式の取得資金として、500万円を上限として本信託に追加拠出します。

また、それ以降の各制度対象期間においても、本信託が終了するまでの間、当社は原則として各制度対象期間における4事業年度に関し、上記金額を上限として、本制度に基づく当社の社外取締役への交付等を行うために必

株主総会参考書類

要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。

ただし、いずれの場合においても、かかる追加拠出を行う場合において、前制度対象期間にかかる株式等の交付等をした後に本信託財産内に残存する当社株式（社外取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、社外取締役に対する株式等の交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等を勘案した上で、当該制度対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。

(6) 本信託が取得する当社株式の取得方法及び数

本信託による当社株式の取得は、上記（5）の株式取得資金の範囲内で、株式市場からの取得を予定しており、新株発行は行いません。したがって、本信託による当社株式の取得に際し、当社の発行済株式総数が増加することとはなく、希薄化が生じることはございません。

なお、制度対象期間毎に取得する上限株式数は31,000株（2022年3月31日現在の発行済株式総数78,939,300株に占める割合は0.04%）とします。

(7) 当社の社外取締役に交付等する当社株式等の算定方法及び上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、当社の社外取締役に對して事業年度毎にポイントを付与し、株式交付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を交付等します。

具体的には、当社の社外取締役に制度対象期間毎に付与するポイント数の合計は、31,000ポイントを上限とする予定であり、当該ポイントは下記（8）の当社株式の交付等に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されますので、当社の社外取締役に制度対象期間毎に交付等される当社株式等の合計は、31,000株が上限となります（ただし、本株主総会における承認決議後、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

(8) 当社の社外取締役に對する当社株式等の交付等

当社の社外取締役については、各事業年度毎に、所定の受益者確定手続きを行うことにより、各事業年度中に付与された総ポイント数に応じた当社株式等の交付等を行います。本制度により当社株式等の交付等を受ける権利は、これを譲渡し又は担保に供することができないものとします。

また、当社の社外取締役に、違法・非違行為等があった場合には、当社株式等の全部又は一部の交付等を行わず、又は交付等を行った当社株式等の返還を求めることができるものとします。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記（8）により当社の社外取締役に交付等される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、株式取得資金、本信託の信託報酬等の信託費用に充当します。

(11) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付することを予定しています。

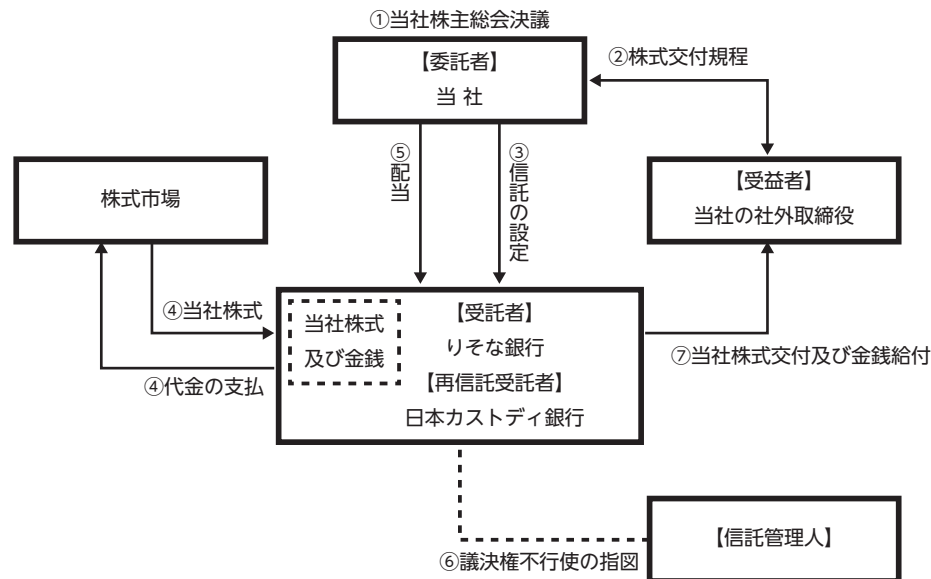
3. 現行の株式報酬制度について

当社は、2018年8月29日開催の第19回定時株主総会において当社の取締役及び執行役員を対象に当社株式等の交付等を行う株式報酬制度（本制度）を導入いたしました。昨年2021年6月18日開催の第22回定時株主総会において当社等の取締役（社外取締役を含まない。）及び執行役員を対象とした新たな株式報酬制度を導入したことに伴い、取締役（社外取締役を含まない。）及び執行役員を本制度の対象外といたしました。

本議案を原案どおり承認可決いただいた場合、当社の株式報酬制度については、当社等の取締役（社外取締役を含まない。）及び執行役員を対象とする業績連動型及び業績非連動型の株式報酬制度（2021年4月1日から2026年3月31日までの5事業年度の上限として、当社の取締役について合計400百万円、当社の執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員について合計800百万円）と、当社の社外取締役のみを対象とする業績非連動型の本制度（2022年4月1日から2026年3月31日までの4事業年度の上限合計50百万円）が併存することとなります。

株主総会参考書類

(ご参考) 株式交付信託の仕組み



- ①当社は当社株主総会において、「本制度」について役員報酬の承認決議を得ます。
- ②当社は取締役会において当社株式の交付等に係る株式交付規程を制定しています。
- ③当社は本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）に対して、上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出します。
- ④本信託は、上記③で信託された金銭（追加拠出を含みます）を原資として当社株式を株式市場から取得します。
※原則として事業年度毎に、必要と認められる株式数を取得します。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式にかかる議決権については、信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑦当社の社外取締役に対しては、信託期間中、上記②の株式交付規程に基づき、事業年度毎にポイントを付与し、株式交付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を交付等します。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

世界のエネルギー市場は、各国政府や経済界の脱炭素化に向けたグローバルでの取り組みの加速に伴い、化石燃料から再生可能エネルギーへのエネルギーシフトが進展しています。2021年2月には、地球温暖化対策の国際枠組みである「パリ協定」に米国が正式復帰し、さらに2021年10月には国連気候変動枠組条約第26回締約国会合（COP26）が開催され、世界的な温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みの実効性が一層高まりました。アジアの各国においても、今後の再生可能エネルギーの供給割合として掲げていた目標をさらに引き上げるなど、脱炭素化に向けた動きが活発化しています。

このような状況の中、国内再生可能エネルギー市場においては、**固定価格買取制度（FIT制度）**^{Q1}下の買取実績が引き続き増加しています。経済産業省が「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を公表し、再生可能エネルギー電源の比率を50～60%に高めることを参考値として示しました。その上で、2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画における2030年度の電源構成は、第5次エネルギー基本計画では22～24%であった再生可能エネルギー電源の比率が、野心的な目標として36～38%程度に大幅に引き上げられました。このように、再生可能エネルギー導入に対する政府の支援姿勢は継続しており、今後も、国内再生可能エネルギー市場は、より一層拡大していく見通しです。

当連結会計年度における当社グループの事業について、「再生可能エネルギー発電事業」においては、運転開始済みの大規模太陽光発電所、バイオマス発電所及び陸上風力発電所（合計設備容量約593.1MW）はいずれも設備の大きなトラブル等なく、発電量が順調

に推移しました。2021年6月に荻田バイオマスエナジー株式会社（設備容量75.0MW）が運転を開始、2021年10月に軽米尊坊ソーラー匿名組合事業（設備容量48.0MW）が運転を開始しました。なお、2021年7月に持分法適用会社である荻田バイオマスエナジー株式会社の株式を追加取得し（10%分）連結子会社としました。また、2021年10月には連結子会社である軽米尊坊ソーラー匿名組合事業の出資持分を追加取得（9%分）しました。いずれも連結子会社として当社グループの業績に寄与しています。さらに2021年10月に持分法適用会社のベトナム社会主義共和国クアンチ省における複数の陸上風力発電事業（合計設備容量144.0MW）が営業運転を開始しました。

「再生可能エネルギー開発・運営事業」においては、引き続き、国内外の新たな発電所の建設及び開発が進捗しています。2021年6月に熊本県で開発を進めている株式会社南阿蘇湯の谷地熱（持分法適用会社）、8月にはフィリピン共和国イフガオ州にて建設を進めているKIANGAN MINI HYDRO CORPORATION（持分法適用会社）及び合同会社唐津バイオマスエナジー（持分法適用会社）を通じて開発を主導する大型バイオマス発電事業について、それぞれ金融機関との間で融資関連契約を締結しました。

この他、建設着工済み又は運転開始済みの発電所SPC^{Q2}からは、定常的な**運営管理報酬**^{Q3}及び**配当・匿名組合分配益**^{Q4}享受着受しています。

開発中の事業においては、秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業に関して、当社の持分法適用会社である秋田由利本荘洋上風力合同会社が、「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）海洋再生可能エネルギー発電設備

^Qの文言は、用語解説をP60-P61に掲載しています。

事業報告

整備促進区域」における事業者の公募に応募しましたが、事業者に選定されませんでした。これに伴い、秋田由利本荘洋上風力合同会社に対する当社の出資持分に対する損失の計上及び関連する費用処理等を計上いたしました。

なお、ロシアによるウクライナ侵攻に伴い資源価格・電力市場価格は高騰しておりますが、当社グルー

プへの当連結会計年度に対する影響は軽微であります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、電力市場の急激な悪化、当社グループの発電所の運転、建設及び開示済み事業の開発が困難となる事象は発生していません。

これらの結果を受けた、当連結会計年度における経営成績は次のとおりです。

(単位：百万円)

	2021年 3月期	2022年 3月期	増減	増減率 (%)	増減の主要因
売上収益	20,553	29,207	8,654	42.1	① 荻田バイオマスエナジー株式会社の連結化 (+9,759) (注6) ② 軽米尊坊ソーラー匿名組合事業の運転開始 (+618) ③ 開発・運営事業における、事業開発報酬の減少 (△1,605)
EBITDA (注) 1,3,4	10,620	13,087	2,467	23.2	① 荻田バイオマスエナジー株式会社の連結化 (+3,686) (注6) ② 軽米尊坊ソーラー匿名組合事業の運転開始 (+401) ③ 開発・運営事業における、事業開発報酬の減少 (△1,605)
EBITDA マージン(%) (注) 2,3,4	51.7	44.8	△6.9	-	
営業利益	4,605	874	△3,731	△81.0	① EBITDAの増減の主要因と同じ理由による増加 ② 秋田由利本荘洋上風力合同会社に関する持分法による投資損失 (△2,929) ③ 開発事業関連損失 (△1,027) ④ 荻田バイオマスエナジー株式会社の連結化に伴う減価償却費及び償却費の増加 (△1,772) (注6)
親会社の所有者に 帰属する当期利益	11,507	1,581	△9,926	△86.3	① 営業利益の増減の主要因と同じ理由による減少 ② 企業結合に伴う再測定による利益の計上 (△2,228) ③ オプション公正価値評価益の減少 (△2,059) ④ 荻田バイオマスエナジー株式会社の連結化等に伴う非支配持分利益の増加 (△848) (注6)

- (注) 1. EBITDA=売上収益－燃料費－外注費－人件費+持分法による投資損益 (由利本荘洋上風力除く) +その他の収益・費用
 2. EBITDAマージン=EBITDA/売上収益
 3. EBITDAはNon-GAAP指標です。
 4. EBITDAの算定式に、秋田由利本荘洋上風力合同会社に関する持分法による投資損益と開発事業関連損失は含めていません。
 5. 第1四半期連結会計期間より、徳島津田バイオマス発電所合同会社の損益を連結子会社として当社グループの連結決算に取り込んでいます。
 6. 第2四半期連結会計期間より、荻田バイオマスエナジー株式会社の損益を連結子会社として当社グループの連結決算に取り込んでいます。

セグメント別の業績は以下のとおりとなりました。各セグメントの業績数値につきましては、セグメント間の内部取引高等を含めて表示しています。また、セグメント利益は、EBITDAにて表示しています。再生可能エネルギー事業は多額の初期投資を必要とする事業であり、全体の費用に占める減価償却費等の償却費

の割合が大きい傾向にあります。当社グループでは、一過性の償却費負担に過度に左右されることなく、企業価値の増大を目指すべく、もって株式価値の向上に努めています。そのため、業績指標として金利・税金・償却前利益であるEBITDAを重視しています。

(報告セグメントごとの売上収益)

(単位：百万円)

	2021年 3月期	2022年 3月期	増減額	増減率 (%)	増減の主要因
再生可能エネルギー 発電事業	17,651	27,887	10,236	58.0	① 荻田バイオマスエナジー株式会社の連結化 (+9,759) ② 軽米尊坊ソーラー匿名組合事業の運転開始 (+618)
再生可能エネルギー 開発・運営事業	5,605	3,887	△1,718	△30.6	① 匿名組合分配益の増加 (+421) ② 事業開発報酬の減少 (△2,301)
調整額	△2,703	△2,567	135	—	
連結計算書類計上額	20,553	29,207	8,654	42.1	

(報告セグメントごとの利益又は損失) (注)

(単位：百万円)

	2021年 3月期	2022年 3月期	増減額	増減率 (%)	増減の主要因
再生可能エネルギー 発電事業	12,442	16,757	4,316	34.7	① 荻田バイオマスエナジー株式会社の連結化 (+3,686) ② 軽米尊坊ソーラー匿名組合事業の運転開始 (+401)
再生可能エネルギー 開発・運営事業	508	△1,674	△2,182	—	「再生可能エネルギー開発・運営事業」の売上収益の増減の主要因①、②と同じ理由によるEBITDAの減少
セグメント間 取引消去	△2,330	△1,997	333	—	
EBITDA	10,620	13,087	2,467	23.2	

(注) セグメント利益は、売上収益から燃料費、外注費、人件費を差し引き、持分法による投資損益（由利本荘洋上風力除く）、並びにその他の収益・費用を加算した EBITDA（Non-GAAP指標）にて表示しています。

なお EBITDA の算定式に、秋田由利本荘洋上風力合同会社に関する持分法による投資損益と開発事業関連損失は含めていません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に、当社及び当社の連結子会社において実施した設備投資は、16,069百万円です。これは主に、当社の連結子会社である徳島津田バイオマス発電所合同会社にて建設中の大規模バイオマス発電所における固定資産の取得及び当社の連結子会社である軽米尊坊ソーラー匿名組合事業において、大規模太陽光発電所が完成し運転を開始したことにより固定資産を取得したことによる支出です。

③ 資金調達状況

当連結会計年度中に、当社グループは、金融機関からの借入により20,704百万円の資金調達を実行しています。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

該当事項は、(1) 当連結会計年度の事業の状況①事業の経過及びその成果、(3) 重要な子会社の状況及び(4) 主要な事業内容にて記載しています。

事業報告

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

IFRS

区分		第21期 2020年3月期	第22期 2021年3月期	第23期 当連結会計年度 2022年3月期
売上収益	(百万円)	19,167	20,553	29,207
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	3,536	11,507	1,581
基本的1株当たり当期利益	(円)	46.75	149.67	20.25
資産合計	(百万円)	171,686	220,546	296,223
資本合計	(百万円)	16,909	24,864	52,441
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	169.04	196.27	406.08

(注) 当社は、第22期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第21期のIFRSに準拠した数値も併記しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分		第20期 2019年3月期	第21期 2020年3月期	第22期 2021年3月期	第23期 当事業年度 2022年3月期
売上高	(百万円)	4,134	9,504	5,383	3,618
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	2,603	6,522	1,024	△1,748
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	2,073	4,831	989	△6,645
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	27.81	63.88	12.86	△85.08
総資産	(百万円)	27,213	38,677	56,403	50,816
純資産	(百万円)	10,135	15,183	16,442	9,802
1株当たり純資産	(円)	134.73	198.16	210.11	122.85

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権 もしくは匿名 組合預り金の 拠出割合 ^{※1}	主要な事業内容
株式会社レノバ・ アセット・マネジメント	9百万円	100.0%	再生可能エネルギー発電事業に関する支援を行っています
株式会社水郷潮来ソーラー	90	68.0	大規模太陽光発電事業を行っています
株式会社富津ソーラー	90	51.0	大規模太陽光発電事業を行っています
株式会社菊川石山ソーラー	90	63.0	大規模太陽光発電事業を行っています
株式会社菊川堀之内谷ソーラー	90	61.0	大規模太陽光発電事業を行っています
九重ソーラー匿名組合事業	－	100.0	大規模太陽光発電事業を行っています
那須塩原ソーラー匿名組合事業	－	100.0	大規模太陽光発電事業を行っています
大津ソーラー匿名組合事業	－	100.0	大規模太陽光発電事業を行っています
四日市ソーラー匿名組合事業 ^{※2}	－	100.0	大規模太陽光発電事業を行っています
那須烏山ソーラー匿名組合事業	－	100.0	大規模太陽光発電事業を行っています
軽米西ソーラー匿名組合事業	－	100.0	大規模太陽光発電事業を行っています
軽米東ソーラー匿名組合事業	－	100.0	大規模太陽光発電事業を行っています
軽米尊坊ソーラー匿名組合事業	－	55.0	大規模太陽光発電事業を行っています
ユナイテッドリニューアブルエナジー 株式会社 ^{※3}	30	69.2	バイオマス発電事業を行っています
苅田バイオマスエナジー株式会社	2,161	53.1	バイオマス発電事業を行っています
徳島津田バイオマス発電所 合同会社	0	60.8	バイオマス発電所の建設を行っています
RENOVA RENEWABLES ASIA PTE. LTD.	10,309	100.0	海外事業の開発及び投資の管理を行っています

※1 株式会社及び合同会社については議決権比率、匿名組合事業については匿名組合預り金の拠出割合を記載しています。

※2 当社は、2022年4月22日付で、当社の連結子会社である四日市ソーラー匿名組合事業の匿名組合出資持分の80%を譲渡いたしました。譲渡後の当社の保有匿名組合出資持分は20%となり、四日市ソーラー匿名組合事業は、当社の連結対象及び持分法適用対象から外れます。

※3 当社は、ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社（以下「URE」）に対して、当社子会社である千秋ホールディングス株式会社（以下「千秋HD」）を通じて出資しており、当社によるUREの実質持分（千秋HDが保有するUREの株式に対して、当社が保有する千秋HDの持株比率を乗じ、当社が直接保有するとみなして算出したURE持株比率）は35.3%です。

(4) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し重要な社会的課題を解決する」という経営理念のもと、大規模太陽光発電、バイオマス発電、洋上・陸上風力発電、地熱発電、水力発電等の複数種類電源（マルチ電源）の発電所を開発し、所有・運営することを事業の目的としています。

当社グループは、(Ⅰ) 長期にわたる再生可能エネル

ギー発電所の所有と当該発電所による売電（「再生可能エネルギー発電事業」）及び（Ⅱ）新たな発電所の開発と運転開始済み発電所の運営管理（「再生可能エネルギー開発・運営事業」）を主な事業として取り組んでいます。当社グループは、当社に加え、運転開始済みの発電事業を運営する連結子会社14社、持分法適用会社3社を中心に構成されています。

事業報告

① 市場の概要

(再生可能エネルギー業界の概観)

再生可能エネルギーの活用は世界的なエネルギー政策の潮流です。日本政府は国内における再生可能エネルギーの活用を推進するために、固定価格買取制度(FIT)を導入しています。また、日本政府は価格や需給を意識した効率的な発電や売電を促し、再生可能エネルギー由来の電気が適切に市場で取引できる環境を整えることを目的として、2022年4月からFIP制度

(Feed in Premium)^{Q5}を導入しました。当該制度は、再エネ発電事業者が卸電力取引市場や相対取引で自ら売電し、市場価格をふまえて算定される一定のプレミアムを受け取る制度です。FIT・FIP制度に基づく再生可能エネルギーの入札の対象イメージは、以下の表のとおりです。

【FIT制度／FIP制度・入札の対象イメージ】(2022年4月30日現在)

太陽光 250kW以上			買取期間
2022年度	FIT (入札) FIP (入札対象外) ※選択可能	FIP (入札)	20年間
2023年度	FIT (入札) FIP (入札対象外) ※選択可能	FIP (入札)	
250kW			500kW
			1,000kW
バイオマス (一般木質等) 10,000kW以上			買取期間
2022・2023年度	FIP (入札)		20年間
バイオマス (間伐材等由来) 2,000kW以上			買取期間
2022年度	FIT (地域活用要件あり) FIP (入札対象外) ※選択可能	FIP (入札対象外)	20年間
2023年度	FIP (入札対象外)		
2,000kW			10,000kW
陸上風力 50kW以上			買取期間
2022年度	FIT (入札) FIP (入札対象外) ※選択可能		20年間
2023年度	FIP (入札)		
着床式洋上風力 50kW以上			買取期間
2022年度	FIT (再エネ海域利用法適用外は入札対象外) FIP (再エネ海域利用法適用外は入札対象外) ※選択可能		20年間
2023年度	FIT (入札) FIP (入札)		
地熱			買取期間
2022・2023年度	FIT (地域活用要件あり) FIP (入札対象外) ※選択可能	FIP (入札対象外)	15年間
50kW			1,000kW

出典：経済産業省ウェブサイトを元に当社作成

(注) 1 kW (キロ・ワット)、MW (メガ・ワット) は電力の大きさを示す単位で、MWは千kW (キロ・ワット) 又は百万W (ワット) と同じ大きさを意味します。

2 表示年度は各年4月から翌年3月までの期間を意味します。

3 バイオマスの区分は以下のとおりです。

一般木質等：製材端材、輸入材、パーム椰子殻等

間伐材等由来：国内発生未利用間伐・主伐材等

日本政府は「2050年カーボンニュートラルの実現」を目標に本格的な検討を開始しており、2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画においては、野心的な目標として、2030年度の

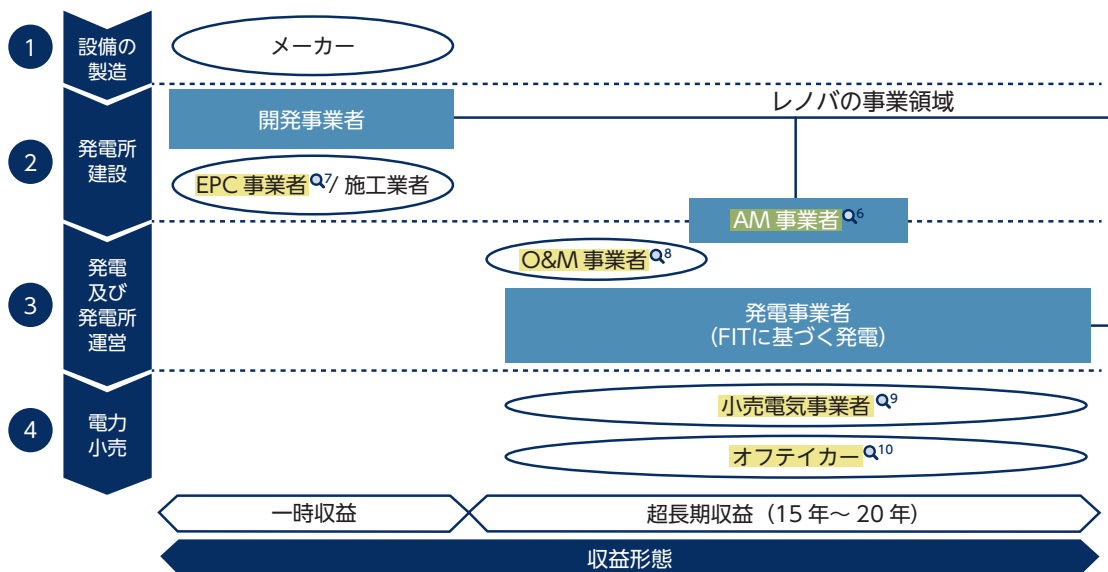
電源構成における再生可能エネルギー電源の比率を36～38%程度にすることが掲げられました。今後も再生可能エネルギー発電市場の更なる拡大が期待されています。

(当社グループの事業領域)

当社グループが手掛ける事業は（Ⅰ）長期にわたる発電所の所有と当該発電所による売電（「再生可能エネルギー発電事業」）及び（Ⅱ）新たな発電

所の開発と運転開始済み発電所の運営管理（「再生可能エネルギー開発・運営事業」）であり、下記の図のとおり位置づけられます。

【当社グループの事業領域】



事業報告

② 再生可能エネルギー発電事業

「再生可能エネルギー発電事業」は、当社の連結子会社及び関連会社が所有・運営する再生可能エネルギー発電所が発電した電力を、主にFIT制度（海外においては各国の制度）に則り小売電気事業者又はオフテイカーに販売する事業です。当社グループは「再生可能エネルギー開発・運営事業」において開発した発電所を連結子会社又は関連会社として長期にわたり所有し、当該発電所の売電収入を「再生可能エネルギー発電事業」の収益として計上しています。FIT制度に則った売電に

つについては改正再エネ特措法に基づき所定の買取期間にわたり売電価格が保証されるため、「再生可能エネルギー発電事業」は長期的に安定した収益が見込まれます。

現在、当社グループは、2022年3月31日時点において、大規模太陽光発電に関しては連結子会社12社、バイオマス発電に関しては連結子会社2社、陸上風力発電に関しては持分法適用会社3社にて発電・売電を行っています。現在運転中の発電所の概要及び売電契約先の状況は以下のとおりです。

【運転中の大規模太陽光発電所一覧】（2022年3月31日現在）

出資先名称	事業者	所在地	出資割合 (連結区分)	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり) (税別)	発電 開始時期	売電契約先
株式会社 水郷潮来ソーラー	同左	茨城県 潮来市	68.0% (連結)	15.3	40円	2014年2月	東京電力パワーグリッド 株式会社
株式会社 富津ソーラー	同左	千葉県 富津市	51.0% (連結)	40.4	40円	2014年7月	東京電力パワーグリッド 株式会社
株式会社 菊川石山ソーラー	同左	静岡県 菊川市	63.0% (連結)	9.4	40円	2015年2月	中部電力パワーグリッド 株式会社
株式会社 菊川堀之内谷 ソーラー	同左	静岡県 菊川市	61.0% (連結)	7.5	40円	2015年2月	中部電力パワーグリッド 株式会社
九重ソーラー 匿名組合事業	合同会社 九重ソーラー	大分県 玖珠郡 九重町	100.0% (連結)	25.4	40円	2015年5月	九州電力送配電株式会社
那須塩原ソーラー 匿名組合事業	合同会社 那須塩原ソーラー	栃木県 那須 塩原市	100.0% (連結)	26.2	40円	2015年9月	東京電力パワーグリッド 株式会社
大津ソーラー 匿名組合事業	合同会社 大津ソーラー	熊本県 菊池郡 大津町	100.0% (連結)	19.0	36円	2016年4月	九州電力送配電株式会社
四日市ソーラー 匿名組合事業	合同会社 四日市ソーラー	三重県 四日市 市	100.0%*3 (連結)	21.6	36円	2019年3月	中部電力パワーグリッド 株式会社
那須烏山ソーラー 匿名組合事業	合同会社 那須烏山ソーラー	栃木県 那須 烏山市	100.0% (連結)	19.2	36円	2019年5月	東京電力パワーグリッド 株式会社
軽米西ソーラー 匿名組合事業	合同会社 軽米西ソーラー	岩手県 九戸郡 軽米町	100.0% (連結)	48.0	36円	2019年7月	東北電力ネットワーク 株式会社
軽米東ソーラー 匿名組合事業	合同会社 軽米東ソーラー	岩手県 九戸郡 軽米町	100.0% (連結)	80.8	36円	2019年12月	東北電力ネットワーク 株式会社
軽米尊坊ソーラー 匿名組合事業	合同会社 軽米尊坊ソーラー	岩手県 九戸郡 軽米町	55.0% (連結)	40.8	36円	2021年10月	東北電力ネットワーク 株式会社

- (注) 1. 出力はモジュールベース（太陽電池モジュール最大出力の和）の設備容量表記です。
 2. 買取価格は、売電先との実際の契約価格ではなく、各年度の期間内にFIT制度に基づく要件を満たした再生可能エネルギー発電所の買取期間（20年間に適用される固定の電力買取価格（消費税抜）を示しています。
 3. 当社は2022年4月22日付で、当社の連結子会社である四日市ソーラー匿名組合事業の匿名組合出資持分の80%を譲渡いたしました。譲渡後の当社の保有匿名組合員持分は20%となり、四日市ソーラー匿名組合事業は、当社の連結対象及び持分法適用対象から外れます。

事業報告

【運転中のバイオマス発電所一覧】（2022年3月31日現在）

出資先名称	事業者	所在地	出資割合 (連結区分)	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり) (税別)	発電 開始時期	売電契約先
ユナイテッド リニューアブル エナジー株式会社	同左	秋田県 秋田市	69.2% (連結)	20.5	32円/24円	2016年5月	東北電力ネットワーク 株式会社
荻田バイオマス エナジー株式会社	同左	福岡県 京都郡 荻田町	53.1% (連結)	75.0	24円/32円	2021年6月	九州電力送配電株式会社

- (注) 1. 出力は発電端出力ベースの設備容量表記です。
 2. 買取価格は、売電先との実際の契約価格ではなく、各年度の期間内にFIT制度に基づく要件を満たした再生可能エネルギー発電所の買取期間（20年間）に適用される固定の電力買取価格（消費税抜）を示しています。
 3. バイオマス発電事業の買取価格は、間伐材等由来の木質バイオマスが32円/kWh、一般木質等バイオマスが24円/kWhです。
 4. 当社はUREに対して、当社子会社である千秋HDを通じて出資しており、当社によるUREの実質持分（千秋HDが保有するUREの株式に対して、当社が保有する千秋HDの持株比率を乗じ、当社が直接保有するとみなして算出したURE持株比率）は35.3%です。

【運転中の陸上風力発電所一覧】（2022年3月31日現在）

出資先名称	事業者	所在地	出資割合 (連結区分)	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり) (税別)	発電 開始時期	売電契約先
LIEN LAP WIND POWER JOINT STOCK COMPANY	同左	ベトナム フアンチ省	40.0% (持分法)	48.0	8.5cents (US\$)	2021年10月	VIETNAM ELECTRICITY
PHONG HUY WIND POWER JOINT STOCK COMPANY	同左	ベトナム フアンチ省	40.0% (持分法)	48.0	8.5cents (US\$)	2021年10月	VIETNAM ELECTRICITY
PHONG NGUYEN WIND POWER JOINT STOCK COMPANY	同左	ベトナム フアンチ省	40.0% (持分法)	48.0	8.5cents (US\$)	2021年10月	VIETNAM ELECTRICITY

- (注) 1. 出力は発電端出力ベースの設備容量表記です。

③ 再生可能エネルギー開発・運営事業

「再生可能エネルギー開発・運営事業」は、再生可能エネルギー発電所のデベロッパーとして、新しい発電所の企画・開発及び建設管理を行い、その後の運営・管理も行う事業です。

当社はプロジェクトを遂行するSPCを設立し、資金的な制約の中で複数のプロジェクトへの投資を実現させるため、発電所の着工時点は、当社出資比率を原則として持分法適用水準としています。同時に、運転開始後の売電による安定したキャッシュ・フローを享受すべく持分比率を向上させるための買い増し権（コールオプション）を保有する方針です。発電所の保守・運営の実務はO&M事業者が行い、SPCの運営管理は当社及び当社グループのAM事業者が行います。

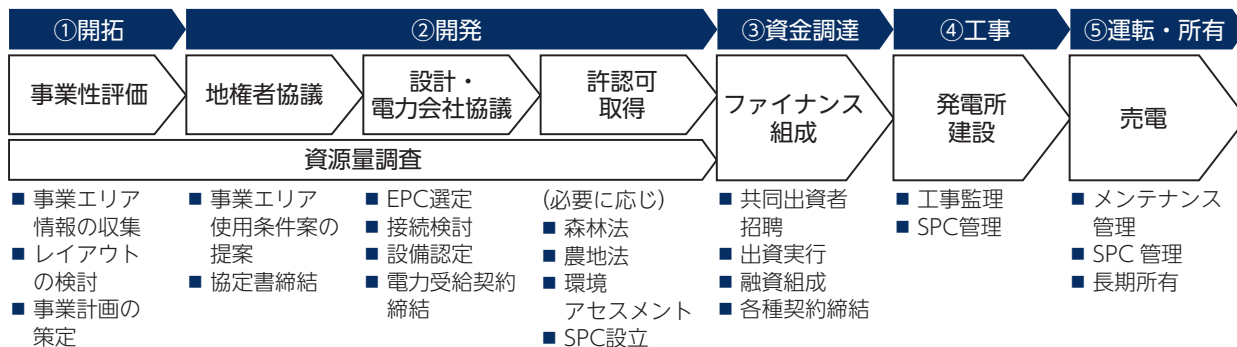
「再生可能エネルギー開発・運営事業」は、当社が主導又は参画して開発する再生可能エネルギー発電所の

開発成功時に発電所を所有するSPC又は共同スポンサーから支払われる報酬（事業開発報酬）、発電所の建設・運営管理に係る報酬（運営管理報酬）及び発電所を所有することに伴う収益（匿名組合分配益等）を売上としています。年間の事業開発報酬の総額は新規発電所の開発状況により変化します。そのため「再生可能エネルギー開発・運営事業」の業績は、「再生可能エネルギー発電事業」と異なり大きく変動する傾向にあります。

（事業開発から運転開始までの流れの概要と当社の役割）

再生可能エネルギー発電所の事業開発から運転までの流れは、新規開発事業候補の「開拓」、事業用地確保・発電所の設計・許認可取得等の「開発」、出資・融資両面での「資金調達」、発電所の「工事」及び「運転・所有」に大別されます。

【再生可能エネルギー発電所の事業開発における一般的なプロセス】



(注) 上記は開発プロセスの例示であり、事業によって異なります。また、事業によっては「②開発」における一部のプロセスが「③資金調達」における融資実行の前提条件となる場合もあります。

（開発中の事業）

当社グループの開発中の事業に係る進捗評価基準は次のとおりです。事業の進捗度合いに応じて、①ファイナンス関連契約及びプロジェクト関連契約を締結した「建設中事業」、②開発が一定程度進捗している「推進中事業」、③資源量の賦存ポテンシャルが一定程度評価されており、かつ環境アセスメント^{Q11}や許認可取得手続き、設備設計等、事業化に必要な主要な事項が明確化され、対応に着手済みである「アセス中事業」及

び④当社の経営会議にて一定の事業性が確認され、経営資源を投下の上での事業開発の推進が認められた「先行投資事業」と分類しています。

事業開発が成功し各発電所の運転開始に至る確率は、①建設中事業が最も高く、②推進中事業は今後の開発進捗に伴い計画が変更又は中止となる可能性があり、③アセス中事業及び④先行投資事業は今後の調査検討に伴い中止となる可能性が相応にあります。

【開発中の事業の分類】（2022年3月31日現在）

	①建設中事業	②推進中事業	③アセス中事業	④先行投資事業	
太陽光	<ul style="list-style-type: none"> ローン契約締結済み EPC契約に基づく工事着手日到来 	<ul style="list-style-type: none"> 主要な地権者・地域及びその他関係者の同意取得済み 環境アセスメント実施(必要のある場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業認定取得済み(国内事業のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業性に関する一定の社内確認済み 開発に必要な先行投資を開始済み 	
バイオマス			<ul style="list-style-type: none"> 燃料調達等の実現可能性確認済み 		<ul style="list-style-type: none"> 資源量の一定のポテンシャルを評価済み 環境アセスメント、許認可取得手続き、設備設計等、事業化に必要な主要な事項への着手済み
洋上・陸上風力			<ul style="list-style-type: none"> 風況観測による資源量の確認済み 		
地熱			<ul style="list-style-type: none"> 地表調査及び掘削調査による資源量確認済み 		
水力			<ul style="list-style-type: none"> 資源量確認済み 		

事業報告

当社は大規模太陽光発電、バイオマス発電、洋上・陸上風力発電、地熱発電及び水力発電等の電源毎に専属チームを立ち上げ、複数事業の事業開発を日本・アジアで進めています。

なお、開発中の事業は当社が主導して開発を実施し、SPCに対する出資持分についても当社が筆頭の出資者となる「当社主導」事業と、パートナー企業と共同で事業を開発する「共同推進」事業に分類しています。

【開発中の事業一覧 ①建設中事業】(2022年3月31日現在)

出資先名称	事業者	所在地	出資割合 (連結区分)	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり) (税別)	建設 着手時期	売電契約先
人吉ソーラー 匿名組合事業	合同会社 人吉 ソーラー	熊本県 人吉市	38.0% (連結)	20.8	36円	2019年11月	九州電力送配電株式会社
徳島津田 バイオマス 発電所 合同会社	同左	徳島県 徳島市	60.8% (連結)	74.8	24円/32円	2019年2月	四国電力株式会社
合同会社 御前崎港 バイオマス エナジー	同左	静岡県 御前崎市 及び 牧之原市	38.0% (持分法)	75.0	24円/32円	2019年11月	中部電力パワーグリッド 株式会社
合同会社 石巻ひばり野 バイオマス エナジー	同左	宮城県 石巻市	38.0% (持分法)	75.0	24円/32円	2020年3月	東北電力ネットワーク 株式会社
合同会社社の都 バイオマス エナジー	同左	宮城県 仙台市	29.0% (持分法)	75.0	24円/32円	2020年8月	東北電力ネットワーク 株式会社
合同会社 唐津バイオマス エナジー	同左	佐賀県 唐津市	35.0% (持分法)	49.9	24円	2021年8月	九州電力送配電株式会社
株式会社 南阿蘇 湯の谷地熱	同左	熊本県 阿蘇郡 南阿蘇村	30.0% (持分法)	2.0	40円	2021年6月	九州電力株式会社
KIANGAN MINI HYDRO CORPORATION	同左	フィリピン イフガオ州	40.0% (持分法)	17.4	5.87PHP	2021年4月	—

- (注) 1. 太陽光の出力はモジュールベース（太陽電池モジュール最大出力の和）の設備容量表記です。また、バイオマスの出力は発電端出力ベースの設備容量表記です。なお、出力規模は今後の詳細設計に伴い変動する可能性があります。
2. 買取価格は、売電先との実際の契約価格ではなく、各発電設備に対してFIT制度に基づき適用されている固定買取価格（消費税込）を示しています。
3. バイオマス発電事業の買取価格は、一般木質等バイオマスが24円/kWh、間伐材等由来の木質バイオマスが32円/kWhです。
4. 当社は徳島津田バイオマス事業に関して、他の出資者（共同スポンサー）と出資を行っています。当発電所の竣工は2023年3月を予定していますが、工事の進捗により前後する可能性があります。

- 当社は御前崎港バイオマス事業に関して、他の出資者（共同スポンサー）と出資を行っています。当社は2022年3月31日現在において、当該事業の出資者間契約に基づき発電所竣工後、共同スポンサーの出資持分（出資比率18.0%分）を買い増す権利を有しています。当該権利を行使した場合には、当社の議決権所有割合は56.0%（配当比率は75.0%）となります。なお、当発電所の竣工は2023年7月を予定していますが、工事の進捗により前後する可能性があります。
- 当社は石巻ひばり野バイオマス事業に関して、他の出資者（共同スポンサー）と出資を行っています。当社は2022年3月31日現在において、当該事業の出資者間契約に基づき発電所竣工後、共同スポンサーの出資持分（出資比率13.0%分）を買い増す権利を有しています。当該権利を行使した場合には、当社の議決権所有割合は51.0%（配当比率は62.9%）となります。なお、当発電所の竣工は2023年5月を予定していますが、工事の進捗により前後する可能性があります。
- 当社は仙台蒲生バイオマス事業（合同会社社の都バイオマスエナジー）に関して、他の出資者（共同スポンサー）と出資を行っています。当社は2022年3月31日現在において、当該事業の出資者間契約に基づき発電所竣工後、共同スポンサーの出資持分（出資比率31.0%分）を買い増す権利を有しています。当該権利を行使した場合には、当社の議決権所有割合は60.0%となります。なお、当発電所の竣工は2023年11月を予定していますが、工事の進捗により前後する可能性があります。
- 当社は唐津バイオマス事業に関して、他の出資者（共同スポンサー）と出資を行っています。当社は2022年3月31日現在において、当該事業の出資者間契約に基づき発電所竣工後、共同スポンサーの出資持分（出資比率16.0%分）を買い増す権利を有しています。当該権利を行使した場合には、当社の議決権所有割合は51.0%となります。なお、当発電所の竣工は2024年12月を予定していますが、工事の進捗により前後する可能性があります。
- 当社は南阿蘇湯の谷地熱発電事業に関し、他の出資者（共同スポンサー）と出資を行っています。なお、当発電所の竣工は2022年12月を予定していますが、工事の進捗により前後する可能性があります。
- フィリピン共和国イファオ省キアングンにおけるKIANGAN MINI HYDRO CORPORATIONの買取価格は、小水力発電に関するFIT対象枠の残存期間中に運転開始した場合の想定FIT単価です。

【開発中の事業一覧 ②推進中事業】（2022年3月31日現在）

地域／電源	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり) (税別)	環境アセスメント	事業推進形態 (当社主導／共同推進)
熊本県天草郡苓北町 (陸上風力)	54.6	21円	評価書の確定	当社主導
福島県阿武隈 (陸上風力)	約147	22円	必要あり	共同推進

- (注) 1. 出力は発電端出力ベースの設備容量表記です。なお、出力規模は今後の詳細設計に伴い変動する可能性があります。
 2. 買取価格は、売電先との実際の契約価格ではなく、各発電設備に対してFIT制度に基づき適用されている買取価格（消費税抜表示）を示しています。
 3. 福島県阿武隈の陸上風力については、2022年4月1日に建設工事を開始しました。

【開発中の事業一覧 ④先行投資事業】（2022年3月31日現在）

地域／電源	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり) (税別)	環境アセスメント	事業推進形態 (当社主導／共同推進)
北海道函館市 (地熱)	未定	－	方法書準備中	当社主導
千葉県いすみ市 (洋上風力)	約[350-450]	－	配慮書 完了	当社主導
佐賀県唐津市 (洋上風力)	未定	－	配慮書 完了	当社主導

- (注) 1. 先行投資事業の一覧表は、2022年3月31日現在において、一般公知となった代表的な事業に限定したものであり、このほかに開発中の未公表事業があります。
 2. 地熱発電に関しては、地熱資源調査を実施しており、JOGMEC（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）による地熱資源開発調査事業に採択されています。

(5) 対処すべき課題

当社グループは次の「ミッション／経営理念」、「ビジョン／目指すべき企業の姿」及び「コミットメント／経営原則」を掲げています。

■ミッション／経営理念

グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し重要な社会的課題を解決する

■ビジョン／目指すべき企業の姿

日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること

■コミットメント／経営原則

地球：人類と地球の、永遠の共生に貢献します

地域：歴史と文化を尊重し、新たな価値を共に創ります

顧客：経済的で環境にやさしいエネルギーを供給します

株主：株式価値を持続的に創出します

社員：有能な人材を集結し、エキサイティングな自己実現の機会を提供します

上記の達成のため、当社グループは現在、次の5点を重視した経営を行っています。

当社グループの経営方針

① 再生可能エネルギーへ中長期的にフォーカスする

脱炭素化と再生可能エネルギーの導入拡大は世界の潮流です。日本では、2020年12月に経済産業省が「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を公表し、電力部門の脱炭素化を実現する方策の1つとして、再生可能エネルギーを最大限導入することを掲げました。当社グループは、この成長市場である再生可能エネルギー市場において、中長期的に事業を拡大させていきます。

② 独立系企業として国内外において電源開発を推進する

当社グループは、大規模太陽光発電、バイオマス発電、洋上・陸上風力発電、地熱発電及び水力発電等の複数種類電源（マルチ電源）の発電所を開発することを志向しています。また、アジアを中心とした海外に

において、新たな再生可能エネルギー電源の開発を推進しています。当社グループは独立系資本の特性を生かして多様なパートナーと連携することで、大型で先進的なマルチ電源開発を推進していきます。

③ エンジニアリングと主要な開発業務を内製化し、高い収益性を追求する

発電所開発の成功確度向上、事業の高収益化を実現し、かつスピーディーな事業開発の推進を行うため、当社はエンジニアリング機能をはじめとし、発電所開発における重要なプロセスにおいて各分野のスペシャリストを社内に擁し、高付加価値業務を内製化する方針です。また、より高い収益性の実現のため、発電所一件当たりの開発規模の極大化を追求しています。

④ 安定したキャッシュ・フローを新規事業の開発及び既存事業の内部成長のために積極的に再投資する

当社グループは既存の発電所から長期に得られる強固なキャッシュ・フローを新規の発電所開発に積極的に再投資し、持続的な成長を図ることで企業価値の増大を目指し、もって株式価値の向上に努めていきます。

⑤ 地域との共生・共創により、長期的な発展を目指す

当社グループは、各地に広がる再生可能エネルギー発電所を長期に亘って所有・運営していきます。また、再生可能エネルギーとは本来それが存在する地域の資源であり、発電所はその資源を活用させていただいているという視点を、当社グループは大事にしています。

当社グループは、2022年3月31日現在、運転中・建設中の発電所の合計出力が約1GWとなり、本邦有数の事業規模の再生可能エネルギー事業会社に成長しました。今後、運転中・建設中の発電所の合計出力が3GW (=3,000MW) 超となることを中期的な通過点と捉え、引き続き日本及びアジアにおける積極的な先行投資と事業開発を継続し、更なる成長を目指す方針です。

事業規模と事業展開地域の拡大に伴い、より高度な経営管理体制の構築が求められる中、当社グループでは以下の項目に取り組んでいきます。

当社グループの経営課題

① 持続的な成長に向けた、新たな発電事業の開拓と実現

当社グループは、前述のとおり、日本とアジアにおいて引き続き事業の開発を行っています。「エネルギー変革のリーディング・カンパニー」となるために、新たな再生可能エネルギー発電事業の開拓を継続的にを行い、もって持続的な成長を実現していくことが重要な経営課題であると認識しています。

そのため、当社グループは、日本及びアジアでのマルチ電源の開拓・開発に経営資源を重点的に配分しています。有望な案件を開拓し、収益性の高い事業として実現するために、当社グループの競争力の源泉である高度専門人材の増強・育成、人材の更なる現地化を推進していきます。さらに、カーボンニュートラルに繋がる新規事業推進に向けた組織体制の見直しの実施、事業開発におけるシナジーを創出するパートナーシップの拡大や知名度の向上等にも取り組み、持続的に株式価値を創出する経営を行ってまいります。

② 事業運営・オペレーション機能の強化

当社グループの建設中・運転中の発電所は、2022年3月31日現在、約1GWとなり、さらに今後数年で複数の建設中の大型バイオマス発電所が連続的に運転を開始します。そのため、国内外の電力インフラを支える一層の責任を担い、発電所を安定的・持続的に運転することが、重要な経営課題であると認識しています。

当社グループは、内製化したオペレーション機能をハブとして、知見やノウハウを各発電所間で共有し、各発電所の運転、モニタリングや安全管理を、効率のかつ安定的に行っていきます。安定稼働の実現によって、社会的責任を果たすと同時に、予見性の高い安定的なキャッシュ・フローの創出を実現してまいります。

③ 高い資本効率と、持続的な成長のための財務基盤の実現

事業開発投資を高い資本効率で行い、持続的な成長を実現し続けることは、株式価値を最大化するために重要であると認識しています。

そのため、当社グループは、出資金額に対する内部収益率（IRR）を重要指標とした投資判断を行っています。また、事業を行うSPCにおいては、財務レバレッジの活用（下記「ご参考」を参照ください）、資金回収の早期化、SPCからの収益の新規事業への再投資など、資本効率の最大化に努めています。

一方で、今後も大型の事業への開発投資を継続的に行っていくにあたり、一定の強固な財務基盤を維持していくことが重要であると認識しています。引き続き高い成長を志向しながらも、同時に高い規律をもった事業投資を行うべく、財務管理機能やリスク管理機能の更なる充実を図ってまいります。

ご参考：2022年3月期末時点において当社グループの連結有利子負債残高の約8割がSPCにおけるプロジェクト・ファイナンスにより調達されています。

④ 事業の成長を促す強い組織とガバナンス体制の構築

事業の継続的な成長のためには、事業の基盤となる強いガバナンス体制の構築が必要です。現在、当社は、過半数の社外取締役によって構成されるモニタリング型の取締役会を実現しています。また、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会を設置するなど、取締役会機能の強化にも取り組んでいます。

今後も、コーポレートガバナンス・コードの精神に則った実効的なコーポレートガバナンスの実現を目指し、グループ経営管理の強化、内部統制及びガバナンスの強化、コンプライアンス管理体制の強化、リスク管理体制の強化も、引き続き実施していきます。

(6) 主要な拠点等 (2022年3月31日現在)

名称	所在地
株式会社レノバ	東京都中央区京橋二丁目2番1号
株式会社水郷潮来ソーラー	茨城県潮来市
株式会社富津ソーラー	千葉県富津市
株式会社菊川石山ソーラー	静岡県菊川市
株式会社菊川堀之内谷ソーラー	静岡県菊川市
九重ソーラー匿名組合事業	大分県玖珠郡九重町
那須塩原ソーラー匿名組合事業	栃木県那須塩原市
大津ソーラー匿名組合事業	熊本県菊池郡大津町
四日市ソーラー匿名組合事業	三重県四日市市
那須烏山ソーラー匿名組合事業	栃木県那須烏山市
軽米西ソーラー匿名組合事業	岩手県九戸郡軽米町
軽米東ソーラー匿名組合事業	岩手県九戸郡軽米町
軽米尊坊ソーラー匿名組合事業	岩手県九戸郡軽米町
ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社	秋田県秋田市
苅田バイオマスエナジー株式会社	福岡県京都郡苅田町
徳島津田バイオマス発電所合同会社	徳島県徳島市
株式会社レノバ・アセット・マネジメント	東京都中央区京橋二丁目2番1号
RENOVA RENEWABLES ASIA PTE. LTD.	シンガポール

事業報告

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前期末比増減
再生可能エネルギー発電事業	33名	3名増
再生可能エネルギー開発・運営事業	269	61
合計	302	64

(注) 上記従業員数は、当社グループからグループ外への出向者(11名)は含んでいません。なお、グループ外から当社グループへの出向者(1名)は含んでおります。また、嘱託、派遣社員及びアルバイト(24名)は含んでいません。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	164名	36名増	42.4歳	3年 9ヶ月
女性	82	15	39.3	2年10ヶ月
合計又は平均	246	51	41.4	3年 5ヶ月

(注) 上記従業員数は、当社から社外への出向者(8名)は含んでいません。なお、社外から当社への出向者はおりません。また、派遣社員及びアルバイト(20名)は含んでいません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金
三井住友信託銀行株式会社	18,766百万円
日本生命保険相互会社	17,831
株式会社三井住友銀行	14,257
株式会社新生銀行	13,456
株式会社みずほ銀行	13,152
第一生命保険株式会社	8,098
株式会社三菱UFJ銀行	7,331
株式会社中国銀行	5,171
株式会社みちのく銀行	5,155
株式会社岩手銀行	5,155
その他	91,068
合計	199,440

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 280,800,000株

(2) 発行済株式の総数 78,939,300株

(注) 当社は自己株式を保有していません。

(3) 株主数 31,236名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
木南 陽介	14,880,000株	18.84%
住友林業株式会社	7,360,000株	9.32%
千本 倅生	5,434,800株	6.88%
辻本 大輔	5,000,000株	6.33%
株式会社ミツウロコグループホールディングス	3,878,400株	4.91%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,863,100株	4.89%
本田 大作	3,123,000株	3.95%
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT-MIG	1,692,900株	2.14%
鈴与商事株式会社	1,504,000株	1.90%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,221,100株	1.54%

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式の種類及び数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	—	—
社外取締役	当社普通株式 5,900株	5名

(注) 1. 当社は、以下の株式報酬制度を導入しています。

- ・ 2018年8月29日開催の第19回定時株主総会において、当社の取締役及び執行役員を対象とし、2018年6月1日より開始する事業年度から4事業年度毎を制度対象期間とする株式報酬制度
 - ・ 2021年6月18日開催の第22回定時株主総会において、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員を対象とし、2021年4月1日より開始する事業年度から5事業年度毎を制度対象期間とする株式報酬制度
2. 社外取締役は、付与したポイント数ではなく、実際に交付した株式を記載しています。
3. 社外取締役を除く取締役に対しては、役位及び業績目標の達成度に応じて事業年度ごとに一定数のポイントを付与し、各制度対象期間の翌事業年度の業績評価確定後に、各制度対象期間中に付与された総ポイント数に応じた当社株式の交付を行うこととしており、当事業年度は、いずれの株式報酬制度においても制度対象期間中であることから、株式の交付は行っていません。

3 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	千本 倅 生	
代表取締役社長	木南 陽 介	CEO
取締役	須山 勇	副社長執行役員COO 秋田由利本荘洋上風力合同会社 代表社員株式会社レノバ 職務執行者
取締役	山口 和 志	執行役員CFO 財務・経営企画本部長
取締役	南川 秀 樹	一般財団法人日本環境衛生センター 理事長 株式会社ファンケル 社外監査役
取締役	川名 浩 一	東京エレクトロニクス株式会社 社外取締役 株式会社バンダイナムコホールディングス 社外取締役 コムシスホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) ルブリスト株式会社 代表取締役社長
取締役	銭谷 美 幸	第一生命ホールディングス株式会社 経営企画ユニットフェロー
取締役	島田 直 樹	株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ 代表取締役 株式会社ファンデリー社外監査役 杉田エース株式会社 社外取締役
取締役	山崎 繭 加	エムスリー株式会社 社外取締役 (監査等委員)
常勤監査役	柴田 雄 司	
監査役	金子 憲 康	あさひ法律事務所 パートナー MI Investigations株式会社 代表取締役
監査役	佐田 俊 樹	株式会社グッドパッチ 社外監査役 株式会社ドラフト 社外監査役 株式会社ほぼ日 社外監査役 株式会社三城ホールディングス 社外監査役
監査役	若松 弘 之	公認会計士 若松弘之事務所 代表 株式会社ウィザス 社外監査役 株式会社ミクシィ 社外監査役 株式会社ジェネリス 代表取締役

- (注) 1. 取締役南川秀樹、川名浩一、銭谷美幸、島田直樹、山崎繭加の5氏は、社外取締役です。
 2. 水島正、蟹江憲史の両氏は、2021年6月18日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
 3. 監査役金子憲康、佐田俊樹、若松弘之の3氏は、社外監査役です。
 4. 社外取締役及び社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
 5. 監査役若松弘之氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 6. 当社は、取締役南川秀樹、銭谷美幸、島田直樹、山崎繭加の4氏並びに監査役金子憲康、佐田俊樹、若松弘之の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
 7. 株式会社三城ホールディングスは、2022年4月1日付で株式会社パリミキホールディングスに商号変更いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役の全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額です。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員等

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての職務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求等がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすること、また一定額に至らない損害については填補の対象としないことにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担します。

(5) 会社役員報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

1. 当該方針の決定の方法

取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会における審議・提言に基づき、取締役会で決定しています。

2. 当該方針の内容の概要

(報酬水準の考え方)

取締役の報酬水準については、外部の報酬データベースをもとに中長期業績の到達点における業績規模を踏まえ、国内外の再生可能エネルギー事業を推進している企業の報酬水準も参考に人材獲得競争において一定程度の競争力が確保できる水準を設定しています。

(報酬構成)

取締役（社外取締役を除く。）報酬は、①基本報酬（金銭報酬）、②中長期の業績、全社業績目標及び個人別業績目標に連動する業績連動型株式報酬並びに③貢献度・期待度に応じた業績非連動型株式報酬で構成し、基本報酬に対する株式報酬の割合は、0%から100%までとなっています。

また、業績連動評価として重視している指標としてはEBITDA（償却前営業利益）（注）並びに運転開始済み及び開発投資決定済みの再生可能エネルギー発電所における累計設備容量（GW）を採用しています。

(注) 売上収益－燃料費-外注費－人件費＋持分法による投資損益（由利本荘洋上風力除く）＋その他の収益・費用

一方、社外取締役の報酬は、中立的で客観的な経営の監督機能を十分確保するため、基本報酬（金銭報酬）及び業績には一切連動しない業績非連動型株式報酬で構成し、基本報酬に対する業績非連動型株式報酬の割合は一律20%となっています。

さらに、優秀な人材をグローバルに確保するため、法令及び雇用慣行が大きく異なる人材マーケットから採用する人材については、上記と異なる報酬水準及び報酬構成を指名・報酬委員会の審議・提言に基づき、取締役会で決定することがあります。

（マルス・クローバック条項）

2018年8月29日開催の第19回定時株主総会で決議された株式報酬制度におきましては、重大な社内規程違反、非違行為、故意・重過失により当社に損害が生じた場合、又はそのおそれが生じた場合には、指名・報酬委員会の審議・提言に基づき取締役会の決定をもって、付与されたポイントの一部又は全部を没収することができる旨の規定を定めています。

2021年6月18日開催の第22回定時株主総会で決議された株式報酬制度におきましては、重大な社内規程違反、非違行為、故意・重過失により当社に損害が生じた場合、又はそのおそれが生じた場合には、指名・報酬委員会の審議・提言に基づき取締役会の決定をもって、付与されたポイントの一部又は全部を没収することができる旨、及び株式交付後5年以内に重大な社内規程違反、非違行為、故意・重過失により当社に損害が生じたことが判明した場合には、指名・報酬委員会の審議・提言に基づき取締役会の決定をもって、交付された株式及び金銭の一部又は全部の返還を請求することができる旨の規定を定めています。

（報酬ガバナンス）

当社は、取締役及び執行役員の報酬決定プロセスの客観性・透明性及び報酬内容の妥当性を担保するため、取締役会の諮問機関として任意機関である指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は、独立性を有する社外取締役を委員長とし、取締役会長、代表取締役社長及び社外取締役3名の合計5名で構成されており、委員の過半数は社外取締役となっています。

また、グローバルな報酬制度構築について豊富な情報・ノウハウ、専門的知見を有する外部コンサルタントを起用して、グローバルな業界動向、経営状況、各種データ等を活用して報酬制度を検討する体制としています。

3. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容を取締役会で決定しており、報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しています。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬限度額は、2014年4月28日開催の臨時株主総会において、年額500百万円以内とすることが決議されています。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年8月29日開催の第19回定時株主総会において信託を活用した株式報酬制度を導入しており、2018年6月1日より開始する4事業年度の制度対象期間における合計を166百万円（うち、社外取締役については45百万円）以内とすることが決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は6名）です。

さらに、2021年6月18日開催の第22回定時株主総会において、信託を活用した株式報酬制度（社外取締役を給付対象に含まない。）を導入しており、2021年4月1日より開始する5事業年度の制度対象期間における合計を400百万円以内とすることが決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を含まない。）の員数は4名です。

監査役の金銭報酬限度額は、2007年2月27日開催の第7回定時株主総会において、年額100百万円以内とすることが決議されています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会による審議・提言に基づき取締役会が決定していることから、委任に関する事項はありません。

④ 業績連動報酬及び非金銭報酬等に関する事項

取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績及び株式価値向上への貢献意識を高めることを目的に、取締役へのインセンティブプランとして、信託を活用した業績連動型（社外取締役については業績非連動型）の株式報酬制度を2018年及び2021年に導入しています。

また、企業価値の増大を目指し、もって株式価値の向上に努めるべく、重視している業績連動評価の指標として、2018年導入の株式報酬制度では2023年3月期のEBITDA（償却前営業利益）、2021年導入の株式報酬制度では運転開始済み及び開発投資決定済みの再生可能エネルギー発電所における累計設備容量（GW）を選定しています。

業績連動型株式報酬の額の算定方法は、貢献度・期待度及び業績目標の達成度に応じて指名・報酬委員会での審議・提言に基づき取締役会で決定しています。

⑤ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）					対象となる 役員の員数 (人)
		金銭報酬			株式報酬		
		基本報酬	賞与	その他	業績連動報酬	業績非連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	200	152	—	1	33	14	4
監査役 (社外監査役を除く)	21	21	—	—	—	—	1
社外取締役	66	49	—	—	—	17	7
社外監査役	23	23	—	—	—	—	3
執行役員	294	183	—	—	67	44	7

- (注) 1. 株式報酬は、所定の算定式で算出するポイントを取締役及び執行役員に付与し、予め定められた一定の時期に、付与されたポイント数に相当する当社株式の交付等を信託から行うものですが、上記の表における取締役及び執行役員の株式報酬（業績連動型）の額は、当事業年度中に付与されたポイントに係る費用計上額を記載しています。
2. 取締役としての報酬等のほかに使用人分給与を受けている取締役はありません。
3. 執行役員は会社法上の役員ではありません。

(6) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
取締役	南川 秀樹	100% 10回/10回中	—	議案審議等において、環境事務次官等を歴任したことによる国内外の環境行政の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に関し、適宜発言を行っています。 また、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、委員会において重要な役割を果たしています。
取締役	川名 浩一	100% 10回/10回中	—	議案審議等において、経験豊富な経営者の観点及びプラントエンジニアリングにおける専門的な知見に基づき、経営全般に関し、適宜発言を行っています。 また、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、委員会において重要な役割を果たしています。
取締役	銭谷 美幸	100% 10回/10回中	—	議案審議等において、ESG投資等の投資家としての目線から、経営全般に関し、適宜発言を行っています。
取締役	島田 直樹	100% 8回/8回中	—	議案審議等において、豊富なコンサルティング経験と、長年にわたる企業経営者の目線から、経営全般に関し、適宜発言を行っています。 また、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、委員会において重要な役割を果たしています。
取締役	山崎 繭加	100% 8回/8回中	—	議案審議等において、外資系の経営コンサルタントや米国での経営大学院での勤務により培われた、グローバルで多角的な観点から、経営全般に関し、適宜発言を行っています。
監査役	金子 憲康	100% 10回/10回中	100% 13回/13回中	議案審議等において、弁護士としての専門的かつ幅広い見識に基づき、適宜発言を行っています。
監査役	佐田 俊樹	100% 10回/10回中	100% 13回/13回中	議案審議等において、大手証券会社での勤務経験、投資会社等での社外監査役経験を通じて培った企業監査に関する専門的かつ幅広い見識に基づき、適宜発言を行っています。
監査役	若松 弘之	100% 10回/10回中	100% 13回/13回中	議案審議等において、公認会計士及び上場企業での社外監査役経験を通じて培った企業監査及び会計に関する高い見識に基づき、適宜発言を行っています。

(注) 社外取締役島田直樹氏及び山崎繭加氏については、2021年6月18日就任後の状況を記載しています。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	56,139
現金及び現金同等物	16,514
引出制限付預金	27,769
営業債権及びその他の債権	7,339
棚卸資産	1,205
その他の金融資産	1,369
その他の流動資産	1,943
非流動資産	240,084
有形固定資産	147,480
使用権資産	8,413
のれん	237
無形資産	37,439
持分法で会計処理されている投資	11,662
繰延税金資産	1,876
その他の金融資産	27,173
その他の非流動資産	5,804
資産合計	296,223

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	20,189
営業債務及びその他の債務	5,083
借入金	12,794
リース負債	896
その他の金融負債	252
未払法人所得税	581
その他の流動負債	584
非流動負債	223,593
社債及び借入金	185,039
リース負債	8,367
その他の金融負債	6,492
引当金	8,506
繰延税金負債	14,974
その他の非流動負債	215
負債合計	243,782
(資本の部)	
親会社の所有者に帰属する持分	31,886
資本金	2,340
資本剰余金	1,615
利益剰余金	22,303
自己株式	△ 673
その他の資本の構成要素	6,301
非支配持分	20,555
資本合計	52,441
負債資本合計	296,223

連結計算書類

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上収益	29,207
その他の収益	130
燃料費	△ 7,051
外注費	△ 1,823
人件費	△ 3,749
持分法による投資損益	△ 2,656
うち、持分法による投資損益 (由利本荘洋上風力除く)	273
うち、秋田由利本荘洋上風力合同会社に関する持分法による投資損益	△ 2,929
開発事業関連損失	△ 1,027
その他の費用	△ 3,900
減価償却費及び償却費	△ 8,256
営業利益	874
企業結合に伴う再測定による利益	5,301
オプション公正価値評価益	1,088
金融収益	357
金融費用	△ 2,604
税引前利益	5,015
法人所得税費用	△ 2,009
当期利益	3,007
当期利益の帰属	
親会社の所有者	1,581
非支配持分	1,426

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	19,089
現金及び預金	14,117
売掛金	3,092
前払費用	13
関係会社立替金	706
未収還付法人税等	689
その他の	474
貸倒引当金	△1
固定資産	31,668
有形固定資産	650
建物	362
減価償却累計額	△100
建物(純額)	262
構築物	47
減価償却累計額	△19
構築物(純額)	29
機械及び装置	286
減価償却累計額	△22
機械及び装置(純額)	264
工具、器具及び備品	175
減価償却累計額	△89
工具、器具及び備品(純額)	87
リース資産	26
減価償却累計額	△17
リース資産(純額)	9
無形固定資産	57
ソフトウェア	56
その他	1
投資その他の資産	30,961
関係会社株式	22,938
その他の関係会社有価証券	8,035
その他	491
投資損失引当金	△503
繰延資産	58
社債発行費	58
資産合計	50,816

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	4,324
1年内返済予定の長期借入金	3,559
リース債務	4
未払金	345
未払費用	26
賞与引当金	309
その他	81
固定負債	36,690
社債	14,000
長期借入金	22,400
リース債務	4
資産除去債務	69
株式給付引当金	216
その他	0
負債合計	41,014
(純資産の部)	
株主資本	9,649
資本金	2,340
新株式申込証拠金	3
資本剰余金	2,325
資本準備金	2,319
その他資本剰余金	7
利益剰余金	5,654
その他利益剰余金	5,654
繰越利益剰余金	5,654
自己株式	△673
新株予約権	152
純資産合計	9,802
負債純資産合計	50,816

計算書類

損益計算書 (2021年4月 1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		3,618
売上総利益		3,618
販売費及び一般管理費		5,625
営業損失		2,007
営業外収益		
受取配当金	823	
その他の	110	933
営業外費用		
支払利息	232	
社債利息	167	
社債発行費償却	13	
支払手数料	101	
為替差損	0	
投資損失引当金繰入額	151	
その他の	11	675
経常損失		1,748
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産除却損	3	
開発事業関連損失	4,287	4,290
税引前当期純損失		6,036
法人税、住民税及び事業税	3	
法人税等調整額	605	608
当期純損失		6,645

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社レノバ
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	中嶋	歩
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	野田	匠
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社レノバの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社レノバ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項として意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社レノバ
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	中嶋	歩
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	野田	匠
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社レノバの2021年4月1日から2022年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

株式会社レノバ 監査役会

監査役（常勤監査役）柴 田 雄 司 ㊟
監査役（社外監査役）金 子 憲 康 ㊟
監査役（社外監査役）佐 田 俊 樹 ㊟
監査役（社外監査役）若 松 弘 之 ㊟

以 上

①. 固定価格買取制度 (FIT)

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づき、電気事業者（電気事業法上に定義された、小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者の総称）が再生可能エネルギーで発電された電力を固定価格で買い取る制度です。

②. SPC（特別目的会社）

当社グループでは基本的に発電所毎に共同事業者が異なること、また、プロジェクト・ファイナンスを行う上でリスク分散を図ることを理由として、発電所を立ち上げる毎にSPCを設立し、当該SPCに発電所を所有させています。なお、当社グループにおいてはSPCを株式会社として設立して株式による出資を行う場合、合同会社（GK）として設立して持分による出資を行う場合に加え、SPCを会社法上の合同会社（GK）として設立して商法上の匿名組合（TK）として営業者に出資を行う場合（TK-GKスキーム）があります。TK-GKスキームの主な特徴としては匿名組合員が有限責任であること及び営業者であるSPCの段階で法人税課税が発生せず、匿名組合員に直接課税されることが挙げられます。

③. 運営管理報酬

発電所建設の工程管理、決算及び金融機関へのレポーティング等に代表される業務に対して、発電所の建設期間及び売電期間にわたり支払われる報酬です。なお子会社や関連会社に対する当社の持分に相当する運営管理報酬については、連結決算上は連結グループ内取引として連結消去されます。

④. 配当・匿名組合分配益

「再生可能エネルギー発電事業」に属するSPCが株式会社又は合同会社として運営されている場合は、当該SPCから当社へ支払われた配当金については当社単体の営業外収益に計上され、これはセグメント間取引として「再生可能エネルギー開発・運営事業」のセグメント利益に反映されます。また、「再生可能エネルギー発電事業」に属するSPCが匿名組合として運営されている場合は、当該SPCで計上された利益のうちの当社出資割合分相当額についてその発生年度に匿名組合分配益として当社単体の売上高に計上し、一方損失が発生した場合は、その損失のうちの当社出資割合分相当額を匿名組合分配損として当社単体の販管費へ計上しています。これらもセグメント間取引として「再生可能エネルギー開発・運営事業」のセグメント利益に反映されます。なお、これらセグメント利益に反映されたSPCからの配当金及び分配損益については、連結決算上は連結グループ内取引として連結消去されます。

⑤. FIP制度 (Feed in Premium)

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づき、再エネ発電事業者が卸電力取引市場や相対取引で自ら売電し、市場価格をふまえて算定される一定のプレミアムを受け取る制度です。電力市場への統合を促しながら、投資インセンティブの確保と、国民負担の抑制を両立していくことを狙いとしています。

⑥. AM事業者

発電所の建設や運営においてアセットマネジメント（管理業務）を請け負う事業者のことを指しています。

⑦. EPC事業者

発電所建設において、Engineering（設計）、Procurement（調達）及びConstruction（建設）を含む一連の工程を請け負う事業者のことを指しています。

08. O&M事業者

発電所の運営において、Operation（運転）及びMaintenance（維持）を請け負う事業者のことを指しています。

09. 小売電気事業者

電気事業法第2条第17項における小売電気事業者又は一般送配電事業者を指します。本書では主として電力需要家又は卸売事業者に対して電力販売を行う事業者全般を意味していません。

10. オフテイク

プロジェクト・ファイナンスにおいて、事業会社が生み出すサービス（当社グループの場合は電力）を購入する者（引き取り手）のことを指しています。

11. 環境アセスメント

1997年6月に制定された環境影響評価法（環境アセスメント法）は、道路、ダム、鉄道、空港、発電所等13種類の事業において環境アセスメントの手続きを行うことを定めています。また、各地方自治体が規定する環境影響評価条例（環境アセスメント条例）においては、各地域に適した環境アセスメント対象事業が別途定められています。環境アセスメント法や環境アセスメント条例の対象事業となる場合、事業者は環境アセスメントを行うことが義務付けられています。

環境アセスメントにおいては、「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」（大気環境、水環境及び土壌環境・その他の環境）、「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」（植物、動物及び生態系）、「人と自然との豊かな触れ合い」（景観及び触れ合い活動の場）、「環境への負荷」（廃棄物及び温室効果ガス等）の中から対象事業の性質に応じて適切な環境要素が選定され、事業者自らが調査・予測・評価を行っていきます。

株式事務のご案内

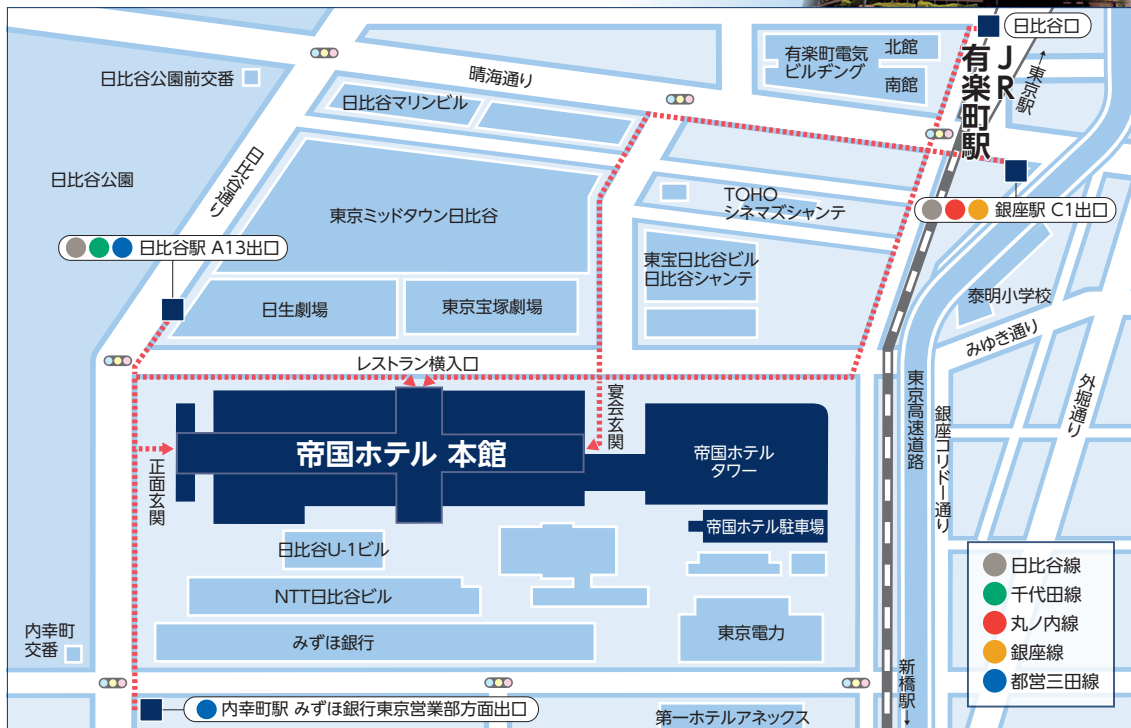
上場市場	東京証券取引所プライム市場
上場日	2017年2月23日
証券コード	9519
事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
株主確定基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
株式の売買単位	100株
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
連絡先・郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) ※照会先受付時間：土・日・祝日を除く9：00～17：00
各種事務手続き	詳しくは、下記ページをご確認ください。 https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/ お届けの住所・印鑑・姓名等の変更、単元未満株式買取請求、名義変更などの当社株式に関する事務手続き用紙のご請求につきましては、お取引先の証券会社にご連絡ください。

株主総会会場ご案内図

会場 帝国ホテル 本館中2階 光の間

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

電話 03-3504-1111 (代表)



交通	J R	山手線・京浜東北線	「有楽町駅」 徒歩5分
		●日比谷線・●千代田線・●都営三田線	「日比谷駅」 徒歩3分
	地下鉄	●都営三田線	「内幸町駅」 徒歩3分
		●銀座線・●日比谷線・●丸ノ内線	「銀座駅」 徒歩5分

- 株主総会の運営に重要な変更（開催日時や開催場所の変更等）が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.renovainc.com/ir/meeting/>) にてお知らせいたします。
- 株主総会におけるお土産のご用意はございません。
- ご来場の際は、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。